

令和 5 年災害検証報告書
(令和 6 年能登半島地震の対応含む)
(案)

令和 6 年 月
全国知事会 危機管理・防災特別委員会

目次

○ 大規模災害対応の事後検証報告書.....	3
○ 令和5年7月15日からの大雨災害【青森県】	8
課題：特になし	
○ 令和5年7月7日からの大雨【秋田県】	11
課題：迅速な住家被害認定調査の実施	
○ 令和5年7月7日からの大雨【秋田県】	14
課題：継続的な被災者支援の実施	
○ 令和5年台風第13号に伴う大雨被害【福島県】	17
課題：迅速な被災者支援	
○ 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号【茨城県】	19
課題：内水氾濫への対応	
○ 令和5年台風第13号【茨城県】	22
課題：被災者生活再建支援	
○ 令和5年台風第13号【茨城県】	24
課題：災害ボランティアの参加拡大	
○ 令和5年6月2日からの大雨及び台風第2号【埼玉県】	26
課題：災害救助法4号適用を視野に入れた市町村の被害情報の早期把握	
○ 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨【千葉県】	28
課題：被災者生活再建支援	
○ 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨【千葉県】	31
課題：迅速かつ円滑な受援体制の構築	
○ 令和5年6月2日からの大雨【静岡県】	34
課題：災害救助法適用	
○ 令和5年6・7月豪雨災害【富山県】	36
課題：初動対応	
○ 令和6年能登半島地震【富山県】	38
課題：県の応急対策	
○ 令和5年5月5日の珠洲地震【石川県】	41
課題：被災者生活再建支援制度	
○ 令和5年7月12日の大雨【石川県】	43
課題：初動体制の確立	
○ 令和6年能登半島地震【福井県】	45
課題：能登半島地震における福井県の対応	
○ 令和5年台風第7号【京都府】	47
課題：令和5年台風第7号の検証を踏まえた災害対応	
○ 令和5年6月梅雨前線による大雨及び台風2号【和歌山県】	49
課題：職員の防災体制の見直し、災害救助法適用	

○ 令和5年1月24日からの大雪災害【鳥取県】	52
課題：災害情報の発信と共有	
○ 令和5年台風第7号【鳥取県】	56
課題：ダム下流域の安全確保の取組	
○ 令和5年台風第7号【鳥取県】	60
課題：迅速な被害状況の把握	
○ 令和5年台風第7号【鳥取県】	63
課題：孤立集落対策	
○ 令和5年梅雨前線豪雨災害【山口県】	66
課題：避難指示の発令のタイミング、被災情報の通知のあり方、住家被害認定調査の実務対応	
○ 令和5年7月の豪雨【佐賀県】	68
課題：土砂災害への対応	
○ 令和5年梅雨前線による大雨災害【大分県】	72
課題：ソフト・ハードの両輪での防災対策（ドローンを活用した災害対応と国土強靱化）	
○ 令和5年台風第6号【沖縄県】	75
課題：災害救助費における救助事務費の取扱い及び被災者生活再建支援法の適用基準の緩和等	

令和5年大規模災害(令和6年能登半島地震の対応含む)対応の事後検証報告書

全国知事会 危機管理・防災特別委員会では、平成30年に発生した西日本豪雨、北海道胆振東部地震を契機に、被災都道府県の協力の下で、当該年度の災害対応の検証結果をとりまとめ、国への提言活動を行ってきた。

令和5年においても、石川県能登地方を震源とする最大震度6強の地震が発生し、石川県で、人的被害や物的被害が発生した。また令和6年1月1日には、能登半島を最大震度7の巨大地震が襲い、今もなお、避難生活を送る多くの被災者への支援活動が続けられている。

一方、風水害においても、近年毎年のように全国各地で線状降水帯の影響等による深刻な被害が頻発している。6月には、梅雨前線による大雨及び台風第2号により被害が発生し、7月には、梅雨前線の停滞により、大雨特別警報が福岡県と大分県で発表され、九州地方や東北地方を中心として、大きな被害が発生し、7県に災害救助法が適用された。8月には、台風第6号・7号が相次いで接近または上陸し、大雨特別警報が鳥取県で発表され、沖縄県、中国、近畿地方を中心に、大きな被害が発生した。9月には、台風第13号が接近し、千葉県、茨城県を中心に、大きな被害が発生した。

危機管理・防災特別委員会では、令和5年に発生した風水害や地震（令和6年能登半島地震を含む）で大きな被害を受けた被災県の協力を得て、事後検証を行った。また、その他の都道府県から、災害対応の準備活動等を通じて得た意見や要望等についても調査を行った。本報告書は、その概要をまとめたものである。被災県の協力に感謝するとともに、本検証結果に基づく提言をとりまとめ、国への要請を行うとともに、検証で得られた教訓や課題を踏まえ、いつ起きてもおかしくない大規模災害への備えの一助としたい。

1 被災県から提出があった事項

各府県から、検証結果の報告があった。

- 令和5年7月15日からの大雨災害について【青森県】
- 迅速な住家被害認定調査の実施【秋田県】
- 継続的な被災者支援の実施【秋田県】
- 迅速な被災者支援【福島県】
- 内水氾濫への対応【茨城県】
- 被災者生活再建支援【茨城県】
- 災害ボランティアの参加拡大【茨城県】
- 災害救助法4号適用を視野に入れた市町村の被害情報の早期把握【埼玉県】
- 被災者生活再建支援【千葉県】
- 迅速かつ円滑な受援体制の構築【千葉県】
- 災害救助法適用【静岡県】
- 初動体制【富山県】
- 県の応急対策【富山県】

- 被災者生活再建支援制度【石川県】
- 初動体制の確立【石川県】
- 令和6年能登半島地震における福井県の対応【福井県】
- 令和5年台風第7号の検証を踏まえた災害対応【京都府】
- 職員の防災体制の見直し、災害救助法適用【和歌山県】
- 災害情報の発信と共有【鳥取県】
- ダム下流域の安全確保の取組【鳥取県】
- 迅速な被害状況の把握【鳥取県】
- 孤立集落対策【鳥取県】
- 避難指示の発令のタイミング、被災情報の通知のあり方、住家被害認定調査の実務対応【山口県】
- 土砂災害への対応【佐賀県】
- ソフト・ハードの両輪での防災対策（ドローンを活用した災害対応と国土強靱化）【大分県】
- 災害救助費における救助事務費の取扱い及び被災者生活再建支援法の適用基準の緩和等【沖縄県】

上記以外の都道府県からも、災害対応力強化に向けた課題と国への要望事項について、多数の意見の提出があった。

2 災害対応に関わる課題と各都道府県で共有すべき事項

各都道府県から、災害対応や準備活動を通じて、課題と考える事項、都道府県間で共有すべき事項として、次のような意見があった。

○ 被災者生活再建支援制度

- ・被災者生活再建支援法は、同一災害による被災であっても、市町村単位で適用されるため、居住している市町村によって支援の有無が異なり、被災者支援に不公平が生じている。（茨城県）
- ・現在対象となっていない半壊（損壊割合20%以上30%未満）も、住家が居住のための基本的機能の一部を喪失する被害をうけたものであり、生活再建には相当の資金を要する。（千葉県）
- ・現行の被災者生活再建支援法の基準では、同一災害の被災者が等しく支援を受けられない可能性があり、床上浸水及び床下浸水の被災者が支援を受けられない。（京都府）

○ 災害救助

- ・今般の災害で、懸念していた「同一災害で被災したにもかかわらず、県内で国制度が適用となる市町とならない市町」が存在することとなった。このような国の制度の対象とならない被災者の生活再建をどのように支援していくか検討する必要がある。（石川県）
- ・各都道府県における災害救助法4号適用時の内閣府とのやり取りや適用事例等

の情報を共有し参考としたい。（静岡県）

- ・災害救助法1号基準は、自治体間で人口当たりの滅失世帯数の比率が等しくなく、小規模自治体の滅失世帯数が相対的に大きい。（和歌山県）
- ・災害救助法に基づく事務を行うにあたり、膨大な時間外勤務が発生しているが、時間外勤務手当として請求できる救助事務費は救助費総額の10%以内と定められており、市町村から満額請求できるよう制度改善の要望が多く、請求可能額のかさ上げが必要だと考える。（沖縄県）

○ 被害情報の把握、避難対策

- ・東海、東南海、南海地震や首都直下型地震などの広域的な災害等に対応するため、今回の能登半島地震における避難所運営、特に1.5次避難所について検証（設置目的、国・県・市町村との役割分担、運営体制、関係団体との連携、必要な支援内容・設備、2次避難所の確保・受入調整等）を行い、今後の避難所の設置・運営のあり方について整理、検討する必要がある。（栃木県）
- ・市町村からの情報収集と並行して、SNS等を活用した被害状況の収集を積極的に行い、市町村の被害規模をいち早く想定して必要な対応へとつなげていくことが重要である。（埼玉県）
- ・早期の避難情報の発令や、住民に対して災害リスクが高まっていることを様々な伝達手段を活用して分かりやすく伝えることが必要。（富山県）
- ・市町の担当課を含めて、課題等を整理し検証した上で、今後の避難情報の発令や避難行動の促進に向けて、市町や气象台、警察、消防等の関係機関と、課題の検証を踏まえた意見交換を行い、防災・減災対策に繋げる。（山口県）
- ・令和5年7月豪雨において、病院の空調設備が浸水により故障し、入院患者の暑さ対策として扇風機等を導入する必要性が生じたが、「暑さ対策」が災害救助法第2条第1項の対象となるのは避難所に限定されることから、当該経費は県及び病院の負担となった。被災医療機関においては、入院患者の転院搬送が困難なケースがあり、その際は医療機関の生活環境改善を講じる必要性が生じる。（福岡県）
- ・土砂災害に対しては、何より立ち退き避難が有効。しかしながら、線状降水帯の発生といった、立ち退き避難に暇がない場合は、建物の上層階に避難することが有効となることもあるので、しっかりと住民に周知していくことが重要となる。（佐賀県）

○ 被災者支援、受援応援体制

- ・被災地には、市町村独自派遣や他省庁等との調整による派遣など、様々なルートで様々な職種の派遣が行われている実態があり、初動時は、支援側、受入側ともに派遣状況の情報が十分に共有されていない（北海道）
- ・初動時において、スピード優先のプッシュ型支援と被災地ニーズを踏まえたプル型支援のバランスが重要（北海道）
- ・各市町村の認定調査に係る実施体制を強化するとともに、部局横断的に災害対応を統括する市町村職員を育成していく必要がある。（秋田県）
- ・災害時に迅速に被災者支援を行うため、市町村の防災部局と、災害関連業務を

実施する防災以外の部局が情報共有し、連携できる体制を構築するよう、市町村に働きかけることが重要と考える。（秋田県）

- ・ トイレトレーラー等を保有する自治体はまだ一部に限られており、大規模災害時に避難所等に設置するのに十分な台数が確保されていない。（群馬県）
- ・ 発災直後の平日に災害ボランティアが十分集まらなかったことから、今後起こりうる災害に備え、被災者に1日も早く災害ボランティアの支援を届けられるよう、発災直後（特に平日）から災害ボランティアを確保できる仕組みの構築が必要。（茨城県）
- ・ 平素より県と市町村とで顔の見える関係（連絡の取りやすい体制）を構築していくことが重要で、また国の研修等を受講し、知見を有する職員が増やすことが重要である。（千葉県）
- ・ 県から被災市町村へのリエゾン職員の派遣は、状況の把握や対応詳細の個別調整において有効。ただし、リエゾン職員と本庁災害対策本部との連絡、連携等を密に行っておく必要がある。（鳥取県）
- ・ 住民のニーズに寄り添った対応を行うためには、行政機関のみの力では不十分。発災当初から災害中間支援組織などの民間団体と密に連携を図り、対応していくことが重要。（佐賀県）

○ 孤立化、インフラ対策

- ・ 孤立集落の状況を把握するための通信手段の準備、提供。（衛星携帯電話、電源など。状況によりハンドキャリアなども実施。）（鳥取県）
- ・ 都道府県境を跨ぐ道路については、スタックや滞留が発生した際の情報共有や双方の対応について、予め調整しておく必要がある。（鳥取県）
- ・ 令和6年能登半島地震では、インフラ整備が十分でない半島部の中山間地域や沿岸部で、道路の寸断などにより、多数の孤立地域が発生するとともに、発災初期における被害情報の把握や、救助・救出活動、さらには支援物資の輸送に支障をきたした。本県においても、南海トラフ地震が発生した際には、今回の地震と同様に、道路の寸断等により、救助・救出活動や物資輸送等に支障を来すことが想定される。（高知県）

○ 防災DX

- ・ 県職員・市町村職員間での連絡・情報共有としてのデジタルツールの積極的活用。（千葉県）
- ・ 今後の災害対応に備え、レーザー航測を活用した事例など効率化となる取組を共有したい。（鳥取県）
- ・ 大規模災害時には、全国の自治体や関係機関等が被災状況等を共有できることで、迅速かつ的確な応援体制の確立や、自組織の対応体制の検証等に繋げることができる。そのため、令和6年4月から運用開始となる次期防災情報システムについては、全国の自治体や関係機関がシステム連携することが必要と考えるが、財政的な制約等もありすべての自治体が接続を実現するには一定の時間を要する状況である。（香川県）

- ・ドローンについて、協定締結だけでなく、実災害時にその協定がスムーズに活用される体制づくりや、撮影した映像をスムーズに関係者で共有できる体制づくりが必要（大分県）

3 国に求める事項

各都道府県から国に求める事項について、次のような多数の意見があった。

○ 災害救助法、被災者生活再建支援

被災者生活再建支援法の適用要件の見直し、支援金の対象世帯の拡大、災害救助法の範囲の拡大、災害救助法の対象要件緩和など

○ 被害情報の把握、避難対策

気象予測精度の向上、要配慮者の支援、避難所運営、個別避難計画作成への支援、孤立対策の支援など

○ 被災地支援、受援応援体制

物資のプッシュ型支援やプル型支援の状況についての可視化、トイレトレーラー等の円滑な活用体制の整備、広域応援体制の見直しや具体的な支援ルールの明確化、災害情報、被害情報の共有のための環境整備など

○ インフラ整備の強化

高規格道路の代替路としての機能を確保する財政支援、水道設備等ライフラインの強化、インフラ対策など

○ 防災におけるDXの推進

全国自治体のシステム連携、ドローンの活用、物資調達・輸送調整等支援システムの実効性向上、情報共有プラットフォームの導入など

4 今後の対応

今回の検証を踏まえ、国に求める事項を中心に、「大規模災害への対応力強化に向けた提言～令和5年に発生した災害（令和6年能登半島地震を含む）の検証を踏まえ～」をとりまとめ、国に要請活動を行う予定である。全国知事会としても、こうした提言の内容、また、今回の検証で得られた課題や教訓を踏まえ、防災・減災対策の強化に全力で取り組む必要がある。

課題：特になし

被害の状況や動き

- 7月14日から東北北部に梅雨前線が停滞したことにより、7月15日から16日にかけて深浦町、外ヶ浜町、中泊町に土砂災害警戒情報が発表されるなど、激しい雨となった。
- 7月15日の降り始めからの降水量は、深浦町茶臼山で328mm、深浦町大池で281mmとなり、深浦で観測された7月15日の24時間雨量171.5mmは、7月として観測史上最大となるなど、記録的な大雨となった。
- この影響により、深浦町及び鱒ヶ沢町において避難指示が発令された。
- 人的被害や建物被害はなかったが、深浦町大間越地区の国道101号では、土砂流出のため、全面通行止めとなった。この他、深浦町では、河川、農業用施設等に被害が生じた。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 7月15日の土砂災害警戒情報を受け、同日付けで「令和5年7月15日の大雨に係る青森県災害警戒本部」を設置していたところ、深浦町大間越地区で避難指示が発令されている状況で、同地区で土砂災害が発生し、住民が避難したとの情報があったため、全庁的に応急対策を講じる必要があると判断し、同日付けで「令和5年7月15日からの大雨に係る青森県災害対策本部」へ移行した。
- 7月15日から16日にかけて、本庁及び出先機関の職員をリエゾンとして深浦町に派遣し、情報収集などに努めた。
- 7月16日に県内で全ての大雨警報が解除されたこと、国道101号（深浦町大間越地区）の全面通行止めが解消されたこと、避難者が全て帰宅したこと、深浦町から県に対する支援ニーズがなくなったことから、同日「令和5年7月15日からの大雨に係る青森県災害対策本部」を廃止。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 災害救助法の適用となったことを受け、「特別災害による県税の減免に関する特別措置要綱」に基づく速やかな措置や、被災者に対する周知を図るよう、出先機関（各地域県民局県税部）に早急に通知した。
- 災害救助法の適用となったことを受け、深浦町に対して速やかに普通交付税の繰上げ交付を実施した。
- 県から、深浦町に対してリエゾンを早期に派遣したことで、速やかに被害情報や被災自治体の機能の状況等を把握し、的確に対応することができた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 引き続き、被害状況の早期把握に努め、被災市町村と適切な情報共有を図り、速やかな災害対応を行っていく。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

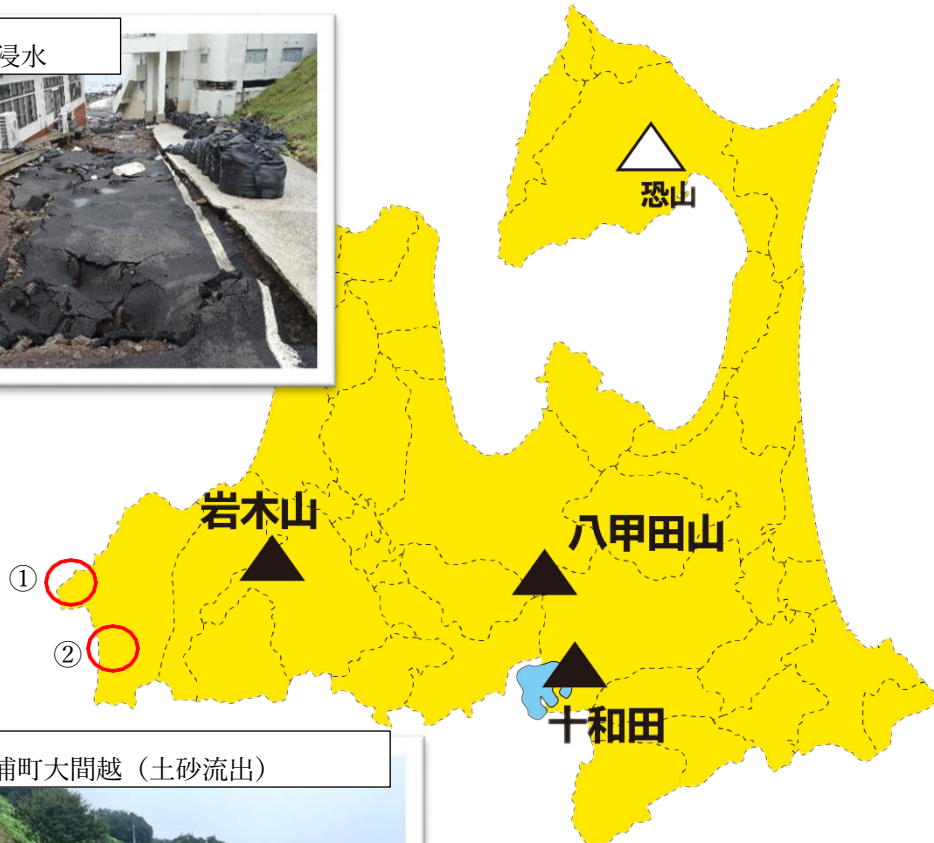
- 特になし

各都道府県で共有すべき教訓

- 特になし

令和5年7月15日から大雨による被害
(深浦町)

①商業施設浸水



②深浦町大間越 (土砂流出)



課題：迅速な住家被害認定調査の実施

被害の状況や動き

○被害状況等（令和6年1月18日現在）

- 1 人的被害 死者1名 重傷者1名 軽傷者4名
- 2 建物被害（単位：棟）
 - (1) 住家 全壊：11 半壊：2,917 一部破損：28 床上浸水：720
床下浸水：3,391 計：7,067
 - (2) 非住家 全壊：5 半壊：9 浸水：799 計：813
- 3 被害総額 約333億円

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の対応状況

- 1 災害対策本部の設置等
 - 7月14日 15:00 秋田県災害警戒部設置
 - 7月15日 8:15 秋田県災害対策部設置
 - 7月15日 16:00 秋田県災害対策本部設置
- 2 災害救助法の適用
 - 7月14日 7市6町2村に適用
(秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、上小阿仁村、大潟村)
- 3 被災者生活再建支援法の適用決定
 - 8月7日 秋田市、五城目町（適用日：7月14日）
 - 2月2日 能代市（適用日：7月14日）
- 4 住家被害認定調査に係る被災市町村への人的支援
 - 【秋田県及び県内市町村職員の派遣】
 - 7月23日～8月31日 延べ1,724人派遣
(秋田市1,619人、五城目町105人)

【総務省応急対策職員派遣制度による他道県からの職員受入】

(秋田市) 8月17日～31日 延べ545人派遣(北海道ほか6県)

○市町村の対応状況

- 1 災害対策本部の設置等 14市町
- 2 避難指示等 避難指示 15市町村 92,529世帯
緊急安全確保 6市町村 8,749世帯
- 3 避難所 12市町 最大避難者 1,707人

検証結果(効果的な取組と課題)

- 発災後に当県と包括連携協定を締結している損害保険会社の協力を得て、市町村を対象とした住家被害認定調査(以下「認定調査」という。)に係る研修を開催したが、不参加の市町村もあり、内水氾濫時における2次調査(立ち入り調査)の必要性を十分に周知することができなかった。
- 認定調査のノウハウが不足していたり、市町村内の関係部局間の役割分担が不明確であったりしたことにより、体制を確立するまでに時間を要し、調査や応援職員の派遣要請の遅れにつながった市町村があった。
- 大規模な認定調査を行った経験がない市町村からの要請に基づき、当県と(一社)秋田県不動産鑑定士協会が締結している災害協定を活用することにより、同協会会員にマネジメント業務を担ってもらい、円滑かつ迅速に認定調査を実施した事例があった。

検証結果を踏まえた方向性(対策)

- 県及び市町村職員を対象として、空き家等を活用した実地演習を含めた研修を実施することにより、認定調査の知識と技術の向上を図る。
また、内水氾濫により2次調査を実施する場合、調査項目及び判定手順が複雑になるため、より分かりやすいマニュアルの作成が必要となっている。
- 災害対応業務を部局横断的に統括しコーディネートする市町村職員を養成する研修を実施することにより、災害対応全般を円滑に進める体制構築を図る。

他の主体に期待する役割(国等への要望事項)

- 認定調査では、被害が軽微な場合に自己判定方式を採用するなど、業務の迅速化のための手法が導入されてきているが、内水氾濫等で2次調査を実施する場合の調査項目及び判定手順についても、簡素化を図っていただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 各市町村の認定調査に係る実施体制を強化するとともに、部局横断的に災害対応を統括する市町村職員を育成していく必要がある。

関係資料・データ

■秋田市内の大雨による被害状況



課題：継続的な被災者支援の実施

被害の状況や動き

○被害状況等（令和6年1月18日現在）

- 1 人的被害 死者1名 重傷者1名 軽傷者4名
- 2 建物被害（単位：棟）
 - (1) 住家 全壊：11 半壊：2,917 一部破損：28 床上浸水：720
床下浸水：3,391 計：7,067
 - (2) 非住家 全壊：5 半壊：9 浸水：799 計：813
- 3 被害総額 約333億円

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の対応状況

- 1 災害救助法の適用
 - 7月14日 7市6町2村に適用
(秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、上小阿仁村、大潟村)
- 2 被災者生活再建支援法の適用決定（適用日は7月14日）
 - 8月7日 秋田市、五城目町
 - 2月2日 能代市

○市町村への説明会の開催状況

- 1 7月20日 災害救助法の説明会開催（Web会議）
 - ・避難所の設置、賃貸型応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、住宅の応急修理 等
- 2 8月16日 被災者生活再建支援法の説明会開催（対面とWeb会議併用）
 - 2月7日 ・対象世帯、基礎支援金、加算支援金 等

検証結果（効果的な取組と課題）

- 災害救助法や被災者生活再建支援法の適用市町村に対し、事務取扱の説明会を行ったが、市町村職員の経験不足もあり、申請受付業務に時間を要する市町村があった。
- 被災者に対しては、災害救助法による住宅の応急修理や賃貸型応急仮設住宅の供与、被災者生活再建支援法による支援金、県・市町村独自の見舞金、ボランティア団体からの物資提供など、様々な支援が行われているが、被災者台帳を整備していない市町村では、被災者ごとのニーズを把握できておらず、支援の漏れや重複などにより、被災者に対して迅速に必要な支援を届けることができない事例があった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 市町村が、り災証明書作成と同時に被災者台帳を作成したうえで、被災者の生活状況、支援ニーズを聴き取り、きめ細やかな支援を継続的に行う災害ケースマネジメントの体制を構築できるよう支援を行う。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

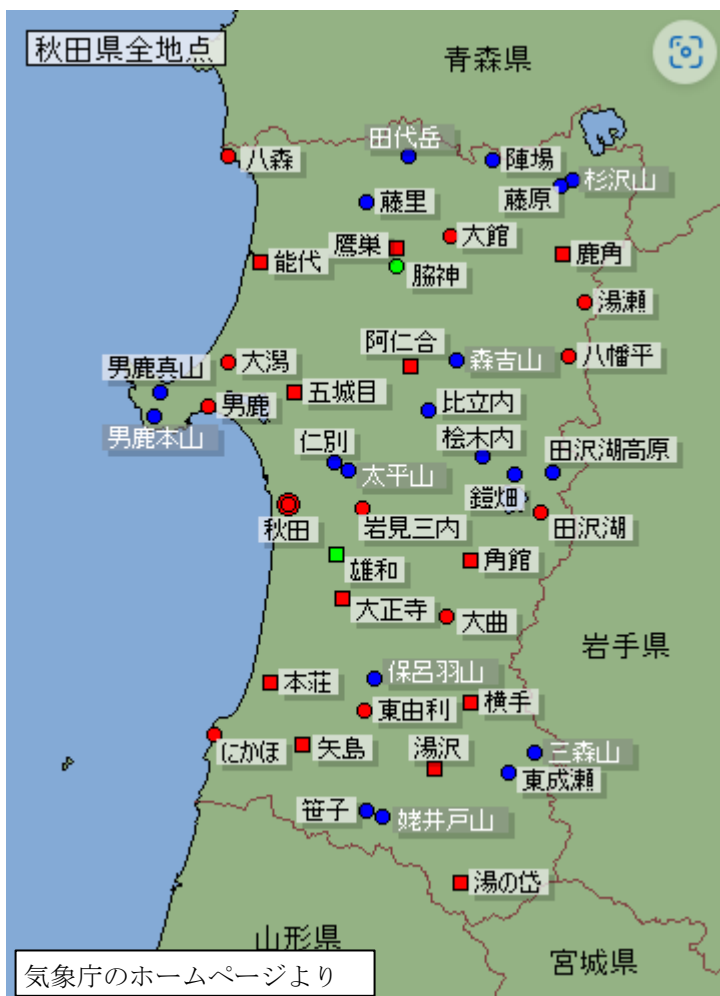
- 国においては、災害救助法の対象要件の緩和に加え、救助時に作成する書類や帳簿等の簡略化、簡素化を図っていただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 災害時に迅速に被災者支援を行うため、市町村の防災部局と、災害関連業務を実施する防災以外の部局が情報共有し、連携できる体制を構築するよう、市町村に働きかけることが重要と考える。

関係資料・データ

秋田県の観測点と 48 時間降水量の最大値



48時間降水量の最大値 (mm)		
観測点名	観測値	起時※
仁別	415.5	16日 14時50分
藤里	327.0	16日 17時50分
角館	324.5	16日 16時20分
岩見三内	313.0	16日 14時40分
男鹿	275.5	16日 15時00分
雄和	275.0	16日 14時20分
大正寺	264.5	16日 15時40分
田沢湖高原	263.5	16日 16時40分
秋田	252.5	16日 14時30分

※令和5年7月

赤字下線は、観測史上1位

マーク	地点の種類	観測要素
●	気象台等	気圧、降水量、気温、湿度、風、日照、積雪、天気など
●	アメダス	降水量、気温、湿度、風、日照
■	アメダス	降水量、気温、湿度、風、日照、積雪
●	アメダス	降水量、気温、湿度、風
■	アメダス	降水量、気温、湿度、風、積雪
●	アメダス	降水量

課題：迅速な被災者支援

被害の状況や動き

- 発災日時 令和5年9月8日 16時45分（大雨警報発表時刻）
- 主な被害状況（令和6年1月12日時点・最終報）

人的被害	・死者	1人（直接死）
	・軽傷者	5人
住家被害	・全壊	11棟
	・半壊	877棟
	・一部破損	116棟
	・床上浸水	39棟
	・床下浸水	853棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 災害対策本部の設置
- いわき市には9月8日夕方から、南相馬市と檜葉町には翌9月9日から県リエゾンを派遣。
- 災害救助法の適用
いわき市（9月8日）、南相馬市（9月9日）に同法を適用（4号適用）
- 被災住宅に係る県独自の支援事業を実施
 - ・被災者生活再建支援法の支援対象外である被災世帯に対し、以下の支援を実施。床上浸水や半壊等の被害を受けた世帯に対し、市町村と連携し給付金を支給。市町村が独自に支援金や見舞金等を交付する場合、上乗せする形で10万円を補助金として交付。
- 住家の被害認定調査及び借上げ住宅供与に係る窓口業務への人的支援を実施

・県職員	延べ	218名
・県内市町村職員	延べ	116名
	計	334名

検証結果（効果的な取組と課題）

効果的な取組

- 初動対応

初動対応が深夜であったものの、職員の緊急参集により、災害対策本部を直ちに設置し、各地方本部よりニーズ把握の上で市町村にリエゾン職員の派遣を実施することで、速やかな被害情報収集にあたることができました。

また、消防、警察、自衛隊などの防災関係機関と連携しながら、危機管理センターを拠点に初動対応を行った。

課題

- 応援及び受援体制の構築
借上げ住宅の窓口業務について、支所毎の来所者数の見通しが立てづらく、派遣人員と業務量のバランスを取るのに苦慮した。
被災自治体には、様々な自治体職員が応援に入ることから、応援職員を最大限に活用し、効率的に災害対応業務に従事できるよう予め災害業務手順や共通の手法を定めておくことが必要であった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 令和5年台風第13号に伴う大雨の災害対応の教訓を活かし、災害対策本部事務局マニュアルの改正等に取り組んでいる。
- 発災後速やかに応援職員を派遣することができるよう、県と県内59市町村が連携し、令和5年10月24日に「大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定」を締結した。
令和6年能登半島地震において、福島県の対口支援先である富山県氷見市に上記チームとして派遣を行った。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 国においては、激甚災害の指定について弾力的な運用を行っていただきたい。
- 被災者生活再建支援法について同一災害によって被災を受けた全ての市町村が適用となるように制度の見直しをしていただきたい。
- 被災者生活再建支援金の支給対象範囲を半壊世帯まで拡大していただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 被災自治体における効果的な取組、課題については全国知事会等を通じて情報共有し、各自治体の計画・体制の見直しに資するようしていただきたい。

関係資料・データ

福島県ウェブサイトより

- ・ 令和5年9月8日台風第13号による被害状況即報
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/0908taihu13.html>
- ・ 福島県災害対策本部員会議（台風第13号）資料
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/honnbuinnkaigi-taifuu13.html>
- ・ 被災者生活支援特別給付金（令和5年台風第13号に伴う大雨災害）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/taihu13shien.html#tokubetukyuuuukin>
- ・ 福島県台風第19号等に関する災害対応の検証について
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/r01-taifu19kensyo.html>

課題：内水氾濫への対応

被害の状況や動き

○令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害状況

(2023年6月27日現在)

(1) 人的被害
軽傷：5名（市町村数：4）

(2) 住家被害
全壊：1棟
半壊：327棟
床上浸水：31棟
床下浸水：424棟
一部損壊：6棟

全789棟（市町村数：23）

※上記の住家被害のうち、内水による浸水被害が300棟を超えるなど、これまでにない大規模な内水氾濫が発生した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○避難力強化に向けた主な取組み

①マイ・タイムラインの作成促進

- ・洪水ハザード内の全小学校へのマイ・タイムライン作成授業の実施
- ・住民や民生委員等に対するマイ・タイムライン作成講座の実施
- ・県独自様式「我が家のタイムライン」の作成・配布
- ・WEB版マイ・タイムライン作成システムの構築

②避難行動要支援者の避難対策

- ・個別避難計画の作成促進
- ・市町村における避難支援体制の構築促進
- ・防災士など支援者の要請・確保

③避難訓練の実施

- ・県・市町村が連携した避難力強化訓練の実施
- ・洪水ハザード内の全住民を対象とした避難訓練の実施

検証結果（効果的な取組と課題）

○効果的な取組み

河川の氾濫時など、逃げ遅れによる人的被害ゼロに向けて上記の①～③の取組を強化してきた結果、マイ・タイムラインの普及や避難行動要支援者への支援体制の構築が促進されたほか、市町村と連携した訓練の実施など、住民の避難力強化につながった。

○ 課題

- ・ 今回の災害では、河川からの氾濫など外水による浸水被害に加え、排水路から河川などに流出しきれない雨水により住宅などが浸水する内水氾濫が発生し、甚大な被害を受けた。
- ・ しかし、内水氾濫については、地域ごとに地形などが異なるため発生要因が多岐にわたり、避難情報の発令基準を一律に設定することが困難とされていた。
- ・ また、これまでに、河川の水位計や監視カメラの増設や「茨城県河川情報システム（HP）」の簡易版サイト構築により、河川情報を充実させるとともにアクセス性の向上を図ってきたが、一部河川において、洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図が作成されておらず、水害リスク情報の空白域が存在していた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○ 県としての対応

- ・ 内水による被害の恐れがある地区について、市町村に洗い出しを要請し、被害発生リスクがある地区を抽出した。
- ・ 学識経験者に対しヒアリングを実施し、市町村が避難情報を発令する際の目安となる取組（※）をとりまとめ、市町村へ情報提供するとともに、対策実施を呼びかけた。
※カメラ・水位センサー設置による現地モニタリング、住民との連絡体制構築、「気象庁の雨量予測情報」の活用、近隣地区の警報等情報の活用、内水ハザードマップの作成
- ・ 市町村に対し、内水ハザードマップの早期作成に向けた通知を発出した。
- ・ そのほか、令和7年度までにすべての河川で作成予定であった洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図について、早期に水害リスク情報の空白域を解消するために、1年前倒しして作成することとした。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○ 国等への要望事項

内水氾濫については、地域ごとに地形が違うなど、発生要因が多岐にわたるほか、対策を講じる際も、防災部局、道路・河川・下水道・農業用排水等の各管理者など関係機関が連携して取り組む必要があることから、国等において、参考となる優良事例、先進事例をとりまとめたうえで情報提供を図るなど、自治体への支援をお願いしたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 全国知事会などを通し、都道府県同士でも優良事例となるような取組について、情報共有を図る必要がある。

関係資料・データ

—

課題1：被災者生活再建支援

被害の状況や動き

○ 台風第13号における被害の状況等（2024年1月31日現在）

(1) 人的被害

区分	人数（市町村数）
死者	3名（3市）
軽傷	2名（2市）

(2) 住家被害

区分	市町村数	棟数
全壊	4市	4棟
半壊	4市	580棟
床上浸水	5市村	38棟
床下浸水	11市町	1,014棟
一部損壊	5市	177棟

(3) 非住家被害

1市 79棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○ 県の対応状況

(1) 災害対策本部の設置等

9月8日 22:00 茨城県災害対策本部設置

10月10日 12:00 茨城県災害対策本部廃止

(2) 災害救助法の適用

9月8日 3市（日立市、高萩市、北茨城市）に適用

(3) 被災者生活再建支援法の適用

9月28日 2市（高萩市、北茨城市）に適用

検証結果（効果的な取組と課題）

- 被災者生活再建支援法は、同一災害による被災であっても、市町村単位で適用されるため、居住している市町村によって支援の有無が異なり、被災者支援に不公平が生じている。
- 令和5年台風第13号に伴う災害においては、災害救助法が適用されたにもかかわらず、被災者生活再建支援法の適用にならなかった1市に対して、茨城県独自の支援制度（茨城県被災者生活再建支援補助事業）で補完した。
- また、半壊世帯（損壊割合20%台）の場合、生活再建に相応の費用がかかることもあるにもかかわらず、国の支援制度の対象外となっているため、茨城県の支援制度で支援を行った。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 茨城県被災者生活再建支援補助事業を実施したことにより、中規模半壊以上の被害を受けた世帯は、被災者生活再建支援法または茨城県被災者生活再建支援補助事業のいずれかの支援を受けられるため、被災者間で不公平は生じなかった。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 被災者生活再建支援法の適用要件を見直し、同一災害によって被災を受けたすべての市町村が適用となるようにすること。
- 支援金の対象世帯を半壊世帯まで拡大すること。
- 都道府県の独自支援における特別交付税措置について、市町村にも拡大すること。

各都道府県で共有すべき教訓

- 国の制度の対象とならない市町村に対して、被災者間で不公平とならないように制度を構築する必要がある。

関係資料・データ

【茨城県被災者生活再建支援補助事業】

1 適用要件

- ア) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- イ) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

2 支援金額

区分	基礎支援金	加算支援金	
		建設・購入	法と同額
全壊 解体（半壊解体） 大規模半壊 中規模半壊	法と同額	補修	法と同額
		賃借	法と同額
半壊	20万円		なし

3 補助率

- 上記1アの場合 県2/3、市町村1/3 ※半壊世帯に対する支援を除く。
- 上記1イの場合 県1/2、市町村1/2
- 半壊世帯に対する支援 県1/2、市町村1/2

課題2：災害ボランティアの参加拡大

被害の状況や動き

○ 災害ボランティアの活動状況等

(1) 災害ボランティアの活動状況

市町村名	活動期間	活動人数（活動件数）	被災者ニーズ案件	終了案件
日立市	9/12～10/9（28日間）	2,310人（261件）	182件	182件
高萩市	9/11～10/1（21日間）	2,041人（305件）	234件	234件
北茨城市	9/11～10/1（21日間）	1,330人（206件）	156件	156件
合計	—	5,681人（772件）	572件	572件

(2) 災害ボランティアの1日あたり平均活動人数（活動当初2週間）

市町村名	平日	休日	計
日立市	97人	215人	139人
高萩市	101人	188人	132人
北茨城市	39人	166人	84人
合計	237人	569人	355人

都道府県で講じた（講じてきた）対応

「茨城県災害ボランティア活動を支援し、促進するための条例」（議員提案、令和2年12月施行）を踏まえ、市町村、県・市町村社会福祉協議会と連携して、以下の事項について対応。

○ 災害ボランティアセンターの運営支援

- ・専属職員（センター長の補佐役となる県社協職員）の派遣：延べ42人
- ・初動期対応チーム（センター運営支援の経験者で研修受講した県社協・市町村社協職員で構成）の派遣：延べ170人
- ・市町村社協応援職員の派遣：延べ229人
- ・資機材調達：スコップ300本、ドライワイパー150本、一輪車30台等

○ 災害ボランティア募集の周知等

- ・茨城県災害ボランティア登録者へのメール配信（※）
- ※特設ウェブサイト「災ボラスタンバイ」からメール登録した個人・団体に対し、災害時の災害ボランティア募集情報等についてメール配信するもの
- ・県ホームページや特設ウェブサイト「災ボラスタンバイ」等による情報発信
- ・市町村や市町村社会福祉協議会、県内NPO法人等への協力要請
- ・県内企業、周辺の大学や高校への個別協力依頼
- ・メディアへの定期的なプレスリリースの実施
- ・県職員及び市町村職員へのボランティア活動参加の協力要請

- ・災害ボランティアバスの運行（9/16（土）、17（日）、18（月）／大型バス2台（水戸～高萩、水戸～北茨城））

検証結果（効果的な取組と課題）

- 発災直後の平日に災害ボランティアが十分集まらなかったことから、今後起こりうる災害に備え、被災者に1日も早く災害ボランティアの支援を届けられるよう、発災直後（特に平日）から災害ボランティアを確保できる仕組みの構築が必要。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 1 市町村と連携した地域活動団体等への働きかけ強化
県と市町村で役割分担し、平時から、地域団体や企業、高校、大学等に対して、災害ボランティア活動への協力を依頼し、「茨城県災害ボランティア登録制度」への登録を促進
- 2 災害ボランティア参加者の裾野の拡大
参加者への特典（入浴施設利用券等）、女性やシニア世代等でも参加しやすい作業内容（清掃、物資の仕分け等）をホームページ等で例示 等
- 3 災害ボランティアに参加しやすい環境づくり
災害ボランティアに参加実績のある企業をホームページ等でPR、企業へのボランティア休暇制度導入の働きかけ

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 国への要望事項
災害ボランティアセンターに係る経費のうち、社協等職員の時間外勤務手当や旅費については災害救助法の国庫負担の対象となっているが、災害ボランティア活動に要する資機材の平時の内からの調達、センターから被災現場までのボランティアの移動手段や災害廃棄物の仮置き場までの運搬手段の確保（バスチャーター、軽トラックのリース等）などを含め、災害ボランティアの活動に必要な経費全般についても財政支援を行うこと。

各都道府県で共有すべき教訓

—

関係資料・データ

—

課題：災害救助法4号適用を視野に入れた市町村の被害情報の早期把握

被害の状況や動き

○被害の状況

【人的被害】軽傷5名

【住家被害】床上浸水793件、床下浸水3,261件

< 生命に関する情報 >

- ・警戒レベル5 緊急安全確保 発令なし
- ・警戒レベル4 避難指示 ピーク時の自治体数：9市町
- ・警戒レベル3 高齢者等避難 ピーク時の自治体数：11市町

< 生活に関する情報 >

- ・電力 障害情報なし
- ・通信、ガス 障害情報なし
- ・鉄道 大雨による運転見合わせ情報なし
- ・道路
 - 東日本高速道路 通行止めなし
 - 首都高速道路 通行止めなし
 - 国管理道路 通行止め 2箇所
 - 車線規制 2箇所
 - 県管理道路 通行止め 22箇所
 - 車線規制 2箇所

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○主な対応

- 6月2日 大雨説明会を開催、市町村への注意喚起を実施
情報連絡室を設置し被害情報の収集等を実施
- 6月3日 災害対策本部を設置、県内2市1町（草加市、越谷市、松伏町）に災害救助法の適用を決定
- 6月4日 救助法適用市町（草加市、越谷市、松伏町）へリエゾン派遣
- 6月5日 県内6市（さいたま市、川口市、朝霞市、八潮市、三郷市、吉川市）へ状況聴取等を実施
- 6月6日 救助法適用市町（草加市、越谷市、松伏町）へのリエゾン派遣終了
- 7月12日 災害対策本部を閉鎖

検証結果（効果的な取組と課題）

【効果的な取組】

○発災期・初動期

- ・熊谷地方気象台と連携して、オンライン解説や大雨説明会を発災前に開催し、市町村に情報提供した。
- ・被害状況が確定しない中、各市町の避難状況から災害救助法4号適用の手続きに着手、国・市町と連携の上、2市1町に災害救助法4号を適用できた。

○応急対応期

- ・発災数日後の早い段階で住家被害認定調査の研修会を開催できた。
- ・被害認定調査結果の国への報告も滞りなく実施できた。

【課題】

- ・発災が深夜であったこともあり、市町村の被害情報の早期把握が課題であった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○災害救助法4号適用を視野に入れた市町村の被害情報の早期把握

- ・発災前における市町村との連絡体制の確認、概数も含めた被害情報の早期把握

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○国への要望（災害救助法関係）

- ・例えば風水害の際の災害救助法4号適用の場合、雨が止んでからは同号の適用ができない等、時間的な制約が厳しいため、災害が止んだ後でもある程度の期間での同号の適用を認めていただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

○市町村の被害情報の早期把握

- ・市町村からの情報収集と並行して、SNS等を活用した被害状況の収集を積極的に行い、市町村の被害規模をいち早く想定して必要な対応へとつなげていくことが重要である。

関係資料・データ

課題1：被災者生活再建支援

被害の状況や動き

○気象の概況

台風第13号からの暖かく湿った空気や局地的に発生した前線の影響により、千葉県では9月8日昼前に線状降水帯が発生、記録的短時間大雨情報が11回発表されるほどの猛烈な雨が降った。

○住家被害

- ・人的被害 軽傷者5人
- ・建物被害 全壊4棟 半壊331棟 一部損壊 142棟
床上浸水718棟 床下浸水1510棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の対応状況

- ▶災害対策本部の設置
- ▶市町村の災害対応業務の支援
 - └被災市町村に対して応援職員を派遣
 - ・災害廃棄物仮置き場の運營業務
 - ・住家の被害調査等

○被災者支援の取組

(1) 災害救助法による支援

茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町に法適用（9/8）

(2) 被災者生活再建支援金の支給—生活再建資金を支給する制度

- ・被災者生活再建支援法 茂原市（令和5年9月26日適用）
長南町（令和5年10月3日適用）
- ・千葉県被災者生活再建支援事業
県内全市町村を対象に適用（茂原市・長南町を除く）
支援法と同内容の支援を実施

検証結果（効果的な取組と課題）

○被災者生活再建支援法は、同じ災害でも、家屋被害の総数によって法適用となる市町村とならない市町村が存在し、県内の同災害の被災者で支援の差が生じてしまう。

○このため、本県では県独自で「千葉県被災者生活再建支援事業」を実施しており、今回は茂原市の支援法適用を受けて事業を実施し、対象は県内全市町村とした。支援内容は支援法適用時と同等。

○令和2年12月4日に支援法が改正され、半壊（損害割合20%以上40%未満）のうち、30%台の中規模半壊まで支給対象が拡大されたが、現在対象となっていない半壊（損害割合20%以上30%未満）も、住家が居住のための基本的機能の一部を喪失する被害をうけたものであり、生活再建には相当の資金を要する。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○国に対して支援の拡大を要望するとともに、「千葉県被災者生活再建支援事業」を活用して適切な支援を行う。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一市町村でも適用対象となる場合には、法に基づく支援が被災者に平等に行われるよう、全ての被災市町村が支援の対象となるよう見直すこと。

○被災者生活再建支援制度については、損害割合30%以上の半壊が支給対象となっているが、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支給対象とするとともに、支給対象の拡大に伴う財政支援措置を講ずること。

各都道府県で共有すべき教訓

○広範囲で大雨があり、被害が大きく支援法適用となった茂原市・長南町の2市町以外でも土砂災害が発生した。現行の被災者生活再建支援制度の課題である、被害が少ない地域の家屋全壊世帯が、被害が多い地域の家屋半壊より得られる支援が少ない、という不公平な状況が起こりうる災害だった。

関係資料・データ

被災者生活再建支援金（国）申請世帯数（R6.5.1 現在）

	申請状況		支給状況	
被害区分	被害区分	申請世帯数	被害区分	支給世帯数
全 壊	全 壊	5	全 壊	5
半 壊	大規模半壊	1	大規模半壊	1
	半壊等解体	0	半壊等解体	0
	中規模半壊	14	中規模半壊	14
合 計		20		20

千葉県被災者生活再建支援金（県）申請世帯数（R6.5.1 現在）

(単位：件)

	申請状況		支給状況	
被害区分	被害区分	申請世帯数	被害区分	支給世帯数
全 壊	全 壊	0	全 壊	0
半 壊	大規模半壊	0	大規模半壊	0
	半壊等解体	1	半壊等解体	1
	中規模半壊	0	中規模半壊	0
合 計		1		1

課題2：迅速かつ円滑な受援体制の構築

被害の状況や動き

○気象の概況

台風第13号からの暖かく湿った空気や局地的に発生した前線の影響により、千葉県では9月8日昼前に線状降水帯が発生、記録的短時間大雨情報が11回発表されるほどの猛烈な雨が降った。

○住家被害

- ・人的被害 軽傷者5人
- ・建物被害 全壊4棟 半壊331棟 一部損壊 142棟
床上浸水718棟 床下浸水1510棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○千葉県では、「千葉県大規模災害時応援受援計画」（以下「受援計画」という。）を策定しており、県内外で大規模災害が発生した場合、被災地への支援を迅速に行うため、人的応援・受援等に係る手順等を規定している。

○年度当初に県から県内市町村に対し、受援計画に基づく応援要請様式等をメールにて送付・周知していたことに加え、被害が発生する可能性があったことから重ねて受援計画に基づく応援要請様式等をメールにて送付・周知したところ、5市4町（茂原市、勝浦市、鴨川市、いすみ市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町）から順次応援要請があった（被災市町村からの応援要請の内容は、住家の被害調査や罹災証明書の交付、災害廃棄物の仮置場の設置・運営業務その他土木・農業分野の技術的支援業務）。

○被災市町村の応援要請に応じて、県職員については、5市4町に延べ956名を派遣した。また、被災していない県内市町村26市8町1村（※関係資料・データの表参照）については、2市2町に延べ278名を派遣した。

○県職員間のデジタルツールを活かした連絡方法として、庁内のチャットシステム（「Chat Luck」画像等のデータのやり取りが可能であり、また、スマートフォンでも利用可能）を活用してグループを作成して連絡・情報共有を行った。

検証結果（効果的な取組と課題）

○平素より県の防災部門が県内市町村と意見交換や防災訓練に参加するなどを行っており、顔の見える関係（連絡の取りやすい体制）を構築していたことに加えて、速やかに県職員を現地に派遣し、住家被害調査の計画作成への協力を行ったことなどにより、比較的速やかに応援職員の要請が受援側市町村から示された。

○一方で、応援を受け入れる市町村の体制については、必要となる資機材・執務ス

ペースをどう確保するのかといった点が課題となった。また、応援職員の運用として、応援職員の派遣期間が必ずしも要望どおりとならないケースもあり、受援側市町村が繰り返し応援職員に対し業務を説明しなければならず、業務の効率性が上がらないなどの課題もあった。

- 県職員間ではデジタルツールを活かした連絡・情報共有を行えたが、住家被害調査の活動において、受援側市町村職員と応援側県職員・市町村職員との間で連絡・情報共有としてのデジタルツール（「Logo チャット」）の導入はされなかった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 本県では、年間を通し、県が市町村に個別に出向いて、防災施策に関する意見交換を実施することで、平素より県と市町村とで顔の見える関係（連絡の取りやすい体制）を構築しているところであり、このような関係構築を継続していく必要がある。
- 応援職員を受け入れる体制については、平素からの資機材・執務スペースの確保の検討が必要。
- 応援職員の運用として、応援職員の健康管理等に留意する必要。
- 受援側市町村職員と応援側県職員・市町村職員との間での連絡・情報共有としてのデジタルツールの積極的活用。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 今回の大雨において、被災した市町村のいくつかは過去に被災した経験が乏しく、防災対応に必要な知見が不足しているように見受けられた。このため、内閣府防災や総務省が実施する研修を受講できる機会を増やすことで、知見を有する職員が増えるのではないかと期待する。
- 応援等に要した費用について、原則は応援側から受援側への求償によるところだが、実際は、特別交付税措置分の補填にとどめている例が多い。費用負担の考え方について、改めて国において考え方を明示していただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 前述のとおり平素より県と市町村とで顔の見える関係（連絡の取りやすい体制）を構築していくことが重要。
- 国の研修等を受講し、知見を有する職員が増やすことが重要。
- 県職員・市町村職員間での連絡・情報共有としてのデジタルツールの積極的活用。

関係資料・データ



住家被害調査業務支援の様子



災害廃棄物仮置場運營業務支援の様子

※ 職員派遣市町村（10月1日現在）

No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名	No.	団体名
1	千葉市	11	旭市	21	八街市	31	一宮町
2	市川市	12	習志野市	22	富里市	32	長生村
3	船橋市	13	柏市	23	南房総市	33	白子町
4	館山市	14	八千代市	24	匝瑳市	34	御宿町
5	木更津市	15	鎌ヶ谷市	25	香取市	35	鋸南町
6	松戸市	16	君津市	26	いすみ市	36	
7	野田市	17	富津市	27	酒々井町	37	
8	成田市	18	浦安市	28	栄町	38	
9	佐倉市	19	四街道市	28	神崎町	39	
10	東金市	20	袖ヶ浦市	30	九十九里町	40	

課題：災害救助法適用

被害の状況や動き

○被害状況等（令和6年3月 31日現在）

1 概況

静岡県では、6月2日から3日にかけて梅雨前線等の影響により、記録的な大雨となった。各地で人的・物的被害が発生している。

2 人的被害 死者 2名、軽傷 1名

3 物的被害（単位：棟）

（1）住家 全壊：3、半壊：16、一部損壊：39、床上浸水：176、床下浸水：248

（2）非住家 6

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の対応状況

1 災害対策本部の設置等

6月2日 24:00 静岡県災害対策本部設置

3日 08:30 第1回災害対策本部員会議開催

15日 12:00 静岡県災害対策本部廃止

2 市町情報収集要員を派遣

派遣市町	人数	派遣時間	活動状況
掛川市	1名	6月2日 14:30	6月3日活動終了
菊川市	1名	6月2日 14:30	6月3日活動終了
静岡市	2名	6月2日 14:40	6月3日活動終了
富士市	2名	6月2日 21:30	6月3日活動終了
沼津市	1名	6月2日 21:46	6月3日活動終了
磐田市	1名	6月2日 18:50	6月3日活動終了
浜松市	1名	6月3日 7:15	6月3日活動終了

3 市町支援機動班を派遣

派遣市町	人数	派遣時間	活動状況
磐田市	3名	6月3日 5:00	6月3日活動終了

4 災害救助法の適用

適用市町	法適用日	備考

	磐田市	6月2日	災害救助法施行令 第1条第1項第4号適用
--	-----	------	-------------------------

検証結果（効果的な取組と課題）

○主な課題

<災害救助法の適用の判断>

- ・ 今回の大雨で県は、避難指示及び緊急安全確保が発令されている市町に対し、災害救助法適用の意向を確認したところ、磐田市など5市から災害救助法適用の意向が示された。
- ・ 内閣府に対し、5市から意向がある旨を報告したところ、4号適用の要件である「多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合」の判断に当たり、避難者数、被害棟数を求められ、それらの把握が困難であれば河川の破堤や消防の通報件数など参考となる情報を確認するよう求められた。
- ・ 磐田市については、敷地川の破堤が確認できたため、救助法を適用した。
- ・ その他の4市については、避難者数はわずかであり、被害棟数は不明、破堤等その他の情報についても確認できなかったため、適用が難しいことを伝えたところ、申請が見送られた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 今回の災害については、7月24日に市町危機管理担当部長会議を開催し、救助法の適用に関する課題などについて意見交換を行った。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 災害救助法に基づく救助は国民の命と生活を守るための欠かせない取組であることから、国に対して、適用基準の明確化を要望した。

各都道府県で共有すべき教訓

○災害救助法4号適用の事例共有

各都道府県における災害救助法4号適用時の内閣府とのやり取りや適用事例等の情報を共有し参考としたい。

関係資料・データ

静岡県Webサイトより 6月2日からの大雨等による被害状況について【最終報】
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/881/230616sai tai.pdf>

課題：初動体制

被害の状況や動き

1 警報等の発表状況

項目	6月28日からの大雨	7月12日からの大雨
大雨警報	4市町（富山市、魚津市、上市町、立山町）	14市町（舟橋村以外）
洪水警報	5市町村（富山市、魚津市、舟橋村、上市町、立山町）	13市町村（入善町、朝日町以外）
土砂災害警戒情報	3市町（富山市山間部東、上市町、立山町）	12市町（舟橋村、入善町、朝日町以外）
記録的短時間大雨情報	上市町	魚津市
顕著な大雨に関する富山県気象情報（線状降水帯）	なし	富山県東部・西部

2 避難指示・被害状況

項目	6月28日からの大雨	7月12日からの大雨
避難指示（対象人数）	3,010人	190,107人
高齢者等避難（対象人数）	1,046人	25,761人
避難所開設	12施設	92施設
避難者	223人	1,248人
人的被害	なし	死者1人
住家被害	半壊	なし
	床上浸水	2棟
	床下浸水	11棟
		19棟
		70棟
		729棟

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○主な対応状況

- 6/30 危機管理連絡課長会議
- 7/12 危機管理連絡課長会議
- 7/12 災害救助法を4市に適用（富山市、高岡市、小矢部市、南砺市）
内閣府谷防災担当大臣等に対する激甚災害の早期指定等の要望
- 7/13 災害対策本部設置（7/21廃止までに災害対策本部員会議を4回開催）
- 7/14 富山県緊急支援パッケージの発表
- 7/21 内閣府谷防災担当大臣による県内現場視察・意見交換会
- 8/10 岸田内閣総理大臣に対する早期復旧に対する支援等の要望
- 8/30 激甚災害の指定

検証結果（効果的な取組と課題）

- ・ 気象庁より事前に線状降水帯が発生の予告がなかったことから、県・市町村初動が遅れた部分があった。
- ・ 避難指示発令にあたり、「雨が降る中での防災行政無線は伝わりづらい」とか、時間帯が夕方から深夜であったため、「屋外への避難誘導が逆に危険となるケースが想定されるなど、判断に苦慮した」や「避難指示を発令せずに、垂直避難を呼びかけた」などの意見があり、防災情報の伝達や避難指示のあり方等の難しさを改めて認識した。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- ・ 県としては、市町村において適時適切に防災情報の伝達や避難指示等の発令が行われるよう、今後とも情報交換を継続してまいりたい。
- ・ 県民の防災意識を向上させるため県ではこれまでも、県民がいざという時に適切な避難行動がとれるよう、防災行動を時系列で定めたマイタイムラインの普及や、地域の自主防災組織が実施する避難訓練等への支援、あらかじめ地域の避難行動を定めておく地区防災計画の策定支援などに取り組んでいる。さらに令和5年度は、防災士養成研修の受講定員を倍増し、地域で防災意識の啓発活動を行う防災士の養成を拡充している。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 防災情報システムの構築
国では、現在、全国統一の防災情報システムの構築に取り組んでいるが、取組みにあたって、①各都道府県システムの現状・取組を把握しながら段階的に取り組むこと、②都道府県だけでなく市町村、消防、警察等の防災関係機関の情報収集・共有が図られるよう標準化すること、③システムの構築費用やランニングコスト等の費用を国で財政措置すること等をお願いしたい。
- 防災気象情報の予測精度の向上と自治体・住民への分かりやすい情報発信
住民の迅速で適切な避難行動や県、市町村の早期の防災対応を可能とするためには、更なる防災気象情報の予測精度の向上と気象情報を住民・自治体にわかりやすく発信することが必要であるため、豪雪や大雨等による被害を防ぐため、寒気予想図の活用や時間単位での予報の精度を高めて情報を提供するなど、防災気象情報の改善を図ること②線状降水帯の発生を予測するための研究や資機材の開発を早急に進めることをお願いしたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- ・ 早期の避難情報の発令や、住民に対して災害リスクが高まっていることを様々な伝達手段を活用して分かりやすく伝えることが必要

関係資料・データ

課題：県の応急対策について

被害の状況や動き

- 1 地震発生時刻 令和6年1月1日16時10分
- 2 震源地 石川県能登地方
- 3 地震の規模 マグニチュード7.6(最大震度7：石川県(輪島市、志賀町))
- 4 県内震度 5強：6市1村、5弱：3市3町、4：1市1町
- 5 県内の津波警報等発表状況
 - 1/1 16:12 津波警報発表(富山県、石川県、新潟県)
 - 1/1 16:13 津波第一波到達
 - (1/1 16:22 大津波警報 石川県能登)
 - 1/2 01:15 津波警報から注意報に切換え
- 6 被害状況 人的被害：負傷者47名、(重傷3名、軽傷44名)
 (R6.3.13時点) 住家被害：全壊210棟、半壊628棟、一部破損13,178棟、
 未分類422棟

都道府県で講じた(講じてきた)対応

○発災後の対応

月 日	対応等
1月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部設置 ・第1回 災害対策本部員会議開催 ・災害救助法適用(13市町村) ・自衛隊への災害派遣要請
2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回・第3回 災害対策本部員会議開催
3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回 災害対策本部員会議開催
4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回 災害対策本部員会議開催 ・被災者支援パッケージの発表
9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回 災害対策本部員会議開催 ・被災者生活再建支援法適用(氷見市)
11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)激甚災害(本激)及び特定非常災害の指定
12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・1月補正予算専決処分
18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法適用(小矢部市)
19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・(国)非常災害の指定
20日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府防災担当大臣へ要望
24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省の各大臣へ要望
25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法適用(射水市) ・(国)「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」発表
26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害対策本部」を「復旧・復興本部」へ切替え
30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年能登半島地震による宅地液状化災害を受けた勉強会設置
2月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回復旧・復興本部員会議開催

	・被災者生活再建支援法を全市町村に適用
6日(火)	・2月補正予算専決処分

検証結果（効果的な取組と課題）
・R6 に検証予定

検証結果を踏まえた方向性（対策）
・R6 に検証予定

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）
<p>1 今回被災者から、物価高を反映した被災者生活再建支援金の増額や、奥能登地域のみ適用となった交付金などを受け、同程度の被害であれば公平な支援を求める声が強くなってきている。これらを踏まえ、制度の持続可能性や過去の救済との公平性にも配慮しつつ、近年の急激な物価高を踏まえた支援金見直しや、同一災害における被害が同程度であれば居住地に関係なく公平な制度の創設が必要</p> <p>2 北陸応援割については、需要喚起効果が高い一方で、現在の予算枠は、1月のキャンセルに伴う損失補てん分相当であり、観光への影響に比して少ないこと、また、割引率（50%、最大2万円/泊）が大きく、施設によっては早々に予算枠を超過したため、被災地を応援したい方々のニーズに応えられない面もあった。このため、今後の需要喚起策については、例えば、キャンセル補てんとその後の観光客落込み対策の2段階に分け、後者については割引率を押さえ多くの方が利用できるようにするなど、制度改善をご検討いただきたい。</p> <p>3 広域支援ルートとなる緊急輸送道路が寸断され不通となるなど、迅速な災害救助、復旧活動に支障が生じたことから、緊急輸送道路の整備促進・強靱化を推進いただきたい。</p> <p>4 これまで調査が遅れていた日本海側の断層や、能登半島地震をはじめとした群発地震の影響に関する調査研究等を推進いただきたい。</p> <p>5 り災証明書交付や建物被害認定が、手間が掛かる上に膨大な処理件数に上り、市町村職員の事務負担が大きいことから、申請・交付手続きや調査手法のデジタル活用を進め業務の効率化・迅速化が必要</p> <p>6 液状化被害について、通常の改修に加え、沈下や傾斜に対する地盤強化が必要となり負担が大きいことが住宅再建の支障となっていることを踏まえ、地盤強化への支援の拡充が必要</p>

各都道府県で共有すべき教訓

・ R6 に検証予定

関係資料・データ

なし

課題：被災者生活再建支援制度

被害の状況や動き

○最大震度6強を観測した地震により、珠洲市で全壊世帯数が国の基準を満たしたことから、5月12日に珠洲市に対して被災者生活再建支援制度（国制度）の適用を決定。

○被害状況等（令和5年7月3日）

・建物被害（単位：棟）

全 壊	半 壊 (床上浸水のうち損害割合20%以上を含む)			一部損壊 (損害割合が20%未満)		
	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	一部損壊	
50%以上	40%以上	30%以上	20%以上	10%以上	10%未満	
38	263			1355		
1/1で滅失換算↓	1/2で滅失換算↓			1/3で滅失換算↓		
38	131			451		計620

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○被災者生活再建支援法（国制度）の適用

- ・適用市町 珠洲市
- ・適用日 5月12日（金）
- ・発生日 5月 5日（金）
- ・適用理由 被災者生活再建支援法：同施行令第1条第2号に該当

○被災者生活再建支援制度（県制度）の適用

- ・適用市町 県内全市町
- ・適用日 5月12日（金）
- ・発生日 5月 5日（金）
- ・適用理由 珠洲市に被災者生活再建支援法が適用となったため

検証結果（効果的な取組と課題）

- 被災者生活再建支援法（制度）は、同じ災害で被災しても、被害状況により、法適用となる市町と、ならない市町が存在している。
- 今回の災害において、珠洲市は、国制度が適用となったが、住家被害のあったほかの市町には適用されず、被災者の支援に不平等感が生じた。
- 半壊世帯の場合、生活再建のために相応の費用がかかる場合があるにも関わらず、国制度の支給対象外となり、迅速な生活再建に結び付かない事例がある。
- 早期の生活再建のため、国制度を補完する地方自治体独自の制度が創設されているが、特別交付税措置については、都道府県のみとなっている。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○同一災害でも、国制度が適用となる市町と、ならない市町が存在し、不公平感が生じることから、令和5年5月に「石川県被災者生活再建支援補助金」として、国の制度を補完する恒久的な支援策を創設し（適用は「令和5年能登地方を震源とした地震災害」から）、国制度が対象となる市町に加え、半壊も支給対象としたところであり、不平等感が生じない仕組みとしている。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○現行の国制度の適用基準では、被災者の迅速な生活再建に結びつかない場合や被災者間に不均衡が生じる場合があり、制度の充実が必要であることから、

- （1）国の被災者生活再建支援制度の支給対象とならない半壊を対象に、県独自に支援を行っているが、国制度の支給対象を半壊まで拡大すること
- （2）被災者生活再建支援法の適用基準に満たない被災団体に対して、県独自に支援を行っているが、同一災害にもかかわらず適用対象外となる団体がないよう、全ての被災団体の被災者に対して、法に基づく救済が平等に行われるよう適用範囲を見直すことを国に提案しているところである。

各都道府県で共有すべき教訓

○今般の災害で、懸念していた「同一災害で被災したにもかかわらず、県内で国制度が適用となる市町とならない市町」が存在することとなった。

○このような国の制度の対象とならない被災者の生活再建をどのように支援していくか検討する必要がある。

関係資料・データ

○石川県HP
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202305jishin-mokutekibetsu.html#shienhou>

課題：初動体制の確立

被害の状況や動き

○令和5年7月12日に、加賀地方において線状降水帯が発生し、県内で初めて「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された。河北郡市を中心として記録的な大雨となり、4河川7観測所で観測史上最高の水位を記録し、多数の住家に被害が発生した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○各市町において、住家の被害認定調査を進めた結果、発災から約1カ月に、津幡町で住家の滅失世帯数が災害救助法で定められた1号基準を満たしたことから、8月8日災害救助法を適用したほか、被災者生活再建支援制度も適用。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 被災者の一日も早い生活再建に向けては、災害救助法を迅速に適用する必要があるものの、災害救助法の4号基準は法に規定される要件などを前提として、都道府県の判断で適用可能とされている反面、具体的な判断基準がないため法適用の判断が難しい場合もある。
- 地震については災害対策本部の自動設置基準（震度5強以上）を設けていたものの、風水害については、県下に相当規模の災害の発生が予測され、又は、発生し災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるときに災害対策本部を設置することとしており、設置基準が不明確であった。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 災害救助法の迅速な適用については、国の通知を踏まえ、4号基準を積極的に検討する方針とした。
- また、災害対策本部の設置についても、自然災害の激甚化や頻発化を踏まえ、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、甚大な被害をもたらすとされている線状降水帯の発生を示す、顕著な大雨に関する府県気象情報が発表された場合など、自動設置基準を新たに設けた。
 <見直し内容>
 現行基準に加え、災害発生危険度が急激に高まり、次の気象情報が発表された場合、災害対策本部を自動設置とする。
 1. 顕著な大雨に関する気象情報又は大雨特別警報
 2. 〃 大雪 〃 大雪 〃
 3. 暴風雪特別警報、4. 暴風特別警報、5. 波浪特別警報、6. 高潮特別警報

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○特になし

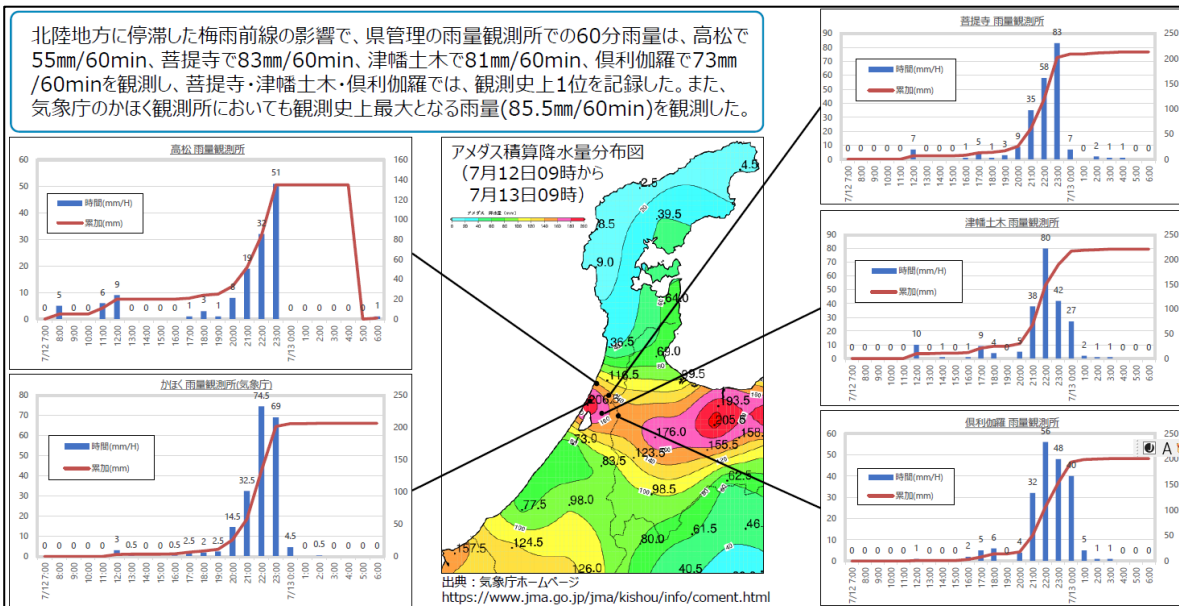
各都道府県で共有すべき教訓

○近年、自然災害が激甚化・頻発化し、全国各地で集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、災害救助法の早期適用など、災害応急対策の迅速な意思決定が求められている。

○このため、地震のみならず、風水害についても災害対策本部の自動設置基準の設置の検討が必要と考える。

関係資料・データ

北陸地方に停滞した梅雨前線の影響で、県管理の雨量観測所での60分雨量は、高松で55mm/60min、菩提寺で83mm/60min、津幡土木で81mm/60min、俱利伽羅で73mm/60minを観測し、菩提寺・津幡土木・俱利伽羅では、観測史上1位を記録した。また、気象庁のかほく観測所においても観測史上最大となる雨量(85.5mm/60min)を観測した。



令和5年7月豪雨災害を踏まえた河北郡市流域治水対策検討部会(第1回)資料

課題：令和6年能登半島地震における福井県の対応

被害の状況や動き

- 発災日時：令和6年1月1日 16時10分
- 震源地：石川県能登地方
- 地震の規模：M7.6（最大震度7：輪島市、志賀町）
- 福井県の震度：5強 あわら市、5弱 福井市、坂井市
- 津波の状況
 - ・津波注意報：令和6年1月1日 16時12分
 - ・津波警報：令和6年1月1日 16時22分
 - ・最大津波高：50cm（1月1日 20時28分）
 - ※第1波到達は1月1日 17時33分
- 人的被害：6名（軽傷）
- 住家被害：764棟（大規模半壊1、半壊11、準半壊10、一部損壊742）
- 被害額：約46億円
 - ※農業関連施設、公共土木施設、県内企業の施設被害、宿泊施設のキャンセル料等

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 1月1日（月）
 - ・16:10 災害対策連絡室設置（地震発生）
 - ・16:22 災害対策本部設置（津波警報発表）
 - ・19:00 第1回災害対策本部会議開催
 - ・21:00 災害救助法の適用決定（震度5弱以上を観測した3市）
- 1月2日（火）
 - ・05:00 石川県庁へリエゾン2名派遣（06:45 到着→情報収集開始）
 - ※1/3 3名体制（1名増）、1/4～4名体制（1/3から1名増）
 - ・13:30 第2回災害対策本部会議開催
- 1月3日（水）
 - ・総務省応援対策職員派遣制度により、珠洲市へ2名派遣（対口支援）
 - ※1/4 珠洲市へ32名派遣（避難所運営支援、建物応急危険度判定等）
 - 最大、珠洲市へ125人/日派遣（1月9日）
 - ・穴水町、七尾市、志賀町へ12名派遣（建物応急危険度判定）
- 1月4日（木）
 - ・13:00 能登半島地震災害福井県支援本部設置（災害対策本部廃止）
 - ・公立能登総合病院へ5名派遣（DPAT）
- 1月17日（水）
 - ・補正予算専決処分（緊急被災者支援金の支給、住宅再建に要する経費の支援）

検証結果（効果的な取組と課題）

- 令和6年3月15日に庁内の課題検証タスクフォースを設置し、検証を開始
- ※別紙参照

検証結果を踏まえた方向性（対策）

※別紙参照

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 今後の地震災害に備え、能登半島地震における対応について速やかに検証を行い、有効な対策を各自治体に分かりやすく示すこと。
- 国の地震調査研究推進本部において、能登半島地震を踏まえた最新の知見に基づく評価を行い、その結果を速やかに公表すること。
- 上下水道施設は、地震等で機能が滞った場合、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼすものであることから、耐震化を伴う改築を計画的に実施できるよう、防災・安全交付金による必要な予算措置を行うこと。特に上水道においては、採択基準の緩和および補助率の引上げを図ること。

各都道府県で共有すべき教訓

- 発災後すぐに被災地へ職員を派遣できるよう、派遣職員の事前選定や、携行品の準備、寝泊まり場所の確保（キャンピングカー等）が重要
- 女性職員を派遣することにより、女性目線での支援ができ、女性が必要とする支援に気が付きやすい。
- 支援する際、常に先を見て、いずれこういうことが起きるということを想像することが重要
※仮設トイレを支援する際、汲み取り業者が不足する可能性があるため、同時に支援する等

関係資料・データ

- 令和6年能登半島地震における課題と対応（別紙）

課題：令和5年台風第7号の検証を踏まえた災害対応

被害の状況や動き

○被害状況等（令和5年9月8日現在）

- 1 人的被害 軽傷者6名
- 2 住家被害（単位：棟）
 - 全壊：8、半壊：12、一部損壊：17、床上浸水：79、床下浸水：289

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○府の対応状況

- 1 災害対策本部の設置等
 - 8月14日 18:47 災害警戒本部設置
- 2 災害救助法の適用
 - 8月15日 3市に適用（福知山市、舞鶴市、綾部市）※14日に遡及

○市町村の対応状況

- 1 避難指示等
 - ・避難指示 4市 72,462人
 - ・高齢者等避難 15市町村 435,271人
- 2 避難所
 - ・最大開設避難所数 26市町村 438箇所
 - ・最大避難者数 24市町村 422人

検証結果（効果的な取組と課題）

[効果的な取組]

- 府は水害等避難行動タイムラインの策定を啓発しているが、タイムラインを策定していた地域では、市から避難指示が出される前に地域住民が声を掛け合い、自主避難することができた。
- 「防災・減災、国土強靱化」予算を活用した河川改修や砂防・治山事業などの防災減災事業を進めたことにより、土石流や内水氾濫などを回避できた箇所があった。

[課題]

- 治山施設等の未整備箇所を中心に、普段は水の流れの少ない小流域の谷筋において急激に流量が増加し、谷筋が大きく侵食された結果、不安定となった山腹斜面が崩壊し、樹木を巻き込み土砂とともに下流へ流出したものが多くみられた。
- 現行の被災者生活再建支援法の基準では、

- ・同一災害の被災者が等しく支援を受けられない可能性がある
- ・床上浸水及び床下浸水の被災者が支援を受けられない

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 住民の避難行動タイムラインの策定を促進するため、地域防災の担い手となる防災士の養成事業などを行う。
- 府及び市町村は、山地災害からの復旧や今後の豪雨等による被害からの未然防止を図るため、治山施設設置、倒木のおそれのある危険木や伐採木の除去並びに間伐等による森林整備を推進する。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 被災者生活再建支援法の適用基準の緩和等
 - ＜適用基準の緩和＞
 - 一部の市町村で制度が適用される場合は、適用外の市町村も支援の対象とすること
 - ＜制度の拡充＞
 - 床上浸水及び床下浸水の被災者を幅広く救済できるよう、査定要件を緩和すること
- 防災・減災・国土強靱化対策の強化
 - 必要な予算・財源について、例年以上の規模の確保
 - 5か年加速化対策完了後も、必要な予算・財源を別枠で確保
- 災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境譲与税の配分の見直しと国庫補助事業の拡充。

各都道府県で共有すべき教訓

- なし

関係資料・データ

2023/09/08 16:17 令和5年台風第7号に伴う大雨等による被害等の状況について
 （第20報）※公表している最新データ
https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/bousai_notice/298e4c6793f6129d40308a819030eb0e.pdf

課題：職員の防災体制の見直し、災害救助法適用

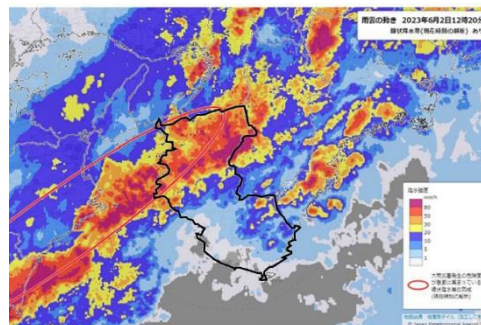
被害の状況や動き

○6月の台風第2号の影響による豪雨では、本県に初めて線状降水帯が発生し、短期間に集中して激しい雨が降ったことで、急速に河川の水位が上昇し、越水や溢水が起こる中、多くの家屋の浸水被害が発生するとともに、道路、河川、港湾などの公共土木施設や、農地、農業用施設、農作物などの農林水産業、学校、文化財などにも甚大な被害が発生。

○6市町の降水量

市町村名	6/1 20時～ 6/3 16時 降水量(ミリ)	6/2 11時～15時 4時間 雨量(ミリ)
和歌山市	274	98
海南市	396	159
有田市	430	171
紀の川市	349	139
紀美野町	384	146
かつらぎ町	362	147

○雨雲の動き(6月2日12時20分時点)



○被害状況

(1) 人的被害

死者 2人(うち災害関連死1名)、行方不明者 1人、重傷者 1人、
軽傷者 4人

(2) 住家被害 ※令和5年9月13日付消防庁報告

全壊 9棟
半壊 27棟
一部破損 16棟床
上浸水 964棟床下
浸水 2,131棟

都道府県で講じた(講じてきた)対応

○職員体制

配備体制 2号発令 最大731名 職員が従事

○災害救助法の適用

6月2日 海南市に適用

○被災者生活再建支援法の適用
6月21日 海南市、紀美野町、九度山町

○県職員の市町村派遣
住家被害認定、公共土木施設、農地等被害調査などの支援で延べ268名派遣

検証結果（効果的な取組と課題）

○課題

- ①線状降水帯に対応した防災体制を設定していない
- ②災害対策本部設置の判断が難しい
- ③被害が大きいほど、市町村からの被害情報が滞る
- ④災害救助法1号基準は、自治体間で人口当たりの滅失世帯数の比率が等しくなく、小規模自治体の滅失世帯数が相対的に大きい
- ⑤登校後に大雨警報が発表されたため、大雨の中で下校するケースがあった

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- ①「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」、「顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）」を防災体制の発令基準とする見直しの実施
＜令和6年度から＞
- ②災害対策本部の機動性を高め、被害情報の収集や迅速な意思決定を図るため、早期に災害対策本部設置を可能とするよう現行の職員の防災体制等措置要領に基づく配備体制2号を災害対策本部とする「本部設置基準」の見直しを実施
＜令和6年度から＞
- ③災害時において市町村に県職員をリエゾン（情報連絡員）として派遣若しくはホットライン（幹部間の直通連絡）を開設し、迅速な情報収集を行う（実施済）
- ④災害救助法1号基準について、全国知事会及び近畿ブロック知事会における要望のほか県単独でも見直しを要望
- ⑤大雨などが予測される場合には、校長が前日に臨時休校等の判断を行うよう促

す。また、登校後に警報が発表された場合には、児童生徒を下校させるのか、保護者に引き渡しを行うのかなど、校長が下校のタイミングを柔軟に行うよう促す

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

災害救助法第2条第1項に係る1号基準は、人口規模が少ないほど適用基準が厳しくなっていることから、人口あたりの滅失世帯数の比率を改善するなど、同一の災害で、同様の被害を受けた自治体が、多大な財政負担を強いられることのないよう適用基準を見直していただきたい。

（令和5年7月全国知事会提言・令和5年12月近畿ブロック知事会提言に反映）

各都道府県で共有すべき教訓

特になし

関係資料・データ

令和5年6月発生 of 梅雨前線による豪雨災害に係る検証について

<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/news/kensei/shiryo.php?sid=39635>

課題：災害情報の発信と共有

被害の状況や動き

[災害概況]

降雪及び視界不良のため令和5年1月24日18時30分に実施した鳥取道の通行止めに伴い、並行路線である国道373号に多数の大型車両が流入。

同日19時ごろにタンクローリーが国道373号の側溝に嵌り動けなくなった（同日21時ごろ脱出）のをきっかけに滞留が発生。

タンクローリーの脱輪は解消したものの、同路線の鳥取県智頭町旧山郷小学校付近ですれ違い困難のため上下線ともに車両がお見合いをする形で滞留が発生し解消の見込みがつかず3時間以上移動しない車両もある中、鳥取県として同日22時50分に災害対策本部を立上げ、また、災害救助法適用を決定した（翌日2時頃の滞留解消の後、災害救助法適用は終了）

国道373号の車両滞留状況

車両滞留発生（計87台）

滞留時間 約7時間（令和5年1月24日19:00～同月25日1:57）

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県民への情報提供

- ・県内での大雪が予測されたため、県記者発表、ホームページ、道路情報表示板表示、チラシ配布、SNS等により山陽側への広域迂回の呼びかけを発信した。また、当日も鳥取県からさらに強い呼びかけを行うべく、「鳥取県からのお願い」として県ホームページトップ画面や鳥取県提供 SNS 配信サービス『トリピーメール』更に国交省と連名で記者発表を行うなど広域迂回の呼びかけや不要不急の外出自粛等のお願いを実施した。
- ・県ホームページやトリピーメール等で気象情報・道路規制情報、道路路面の積雪情報を画像提供サービス『とっとり雪みちなび』等で適時発信した。

○関係機関との情報共有について

- ・県内大雪注意報が発令した時点から、常時リモート接続等により、道路管理者、警察、危機管理担当部局、鳥取地方气象台、市町村等と情報共有を図り、連携を密にした。
- ・ビジネスチャット【elgana(エルガナ)】により電線管理者（NTT 西日本・中国電力）等と情報共有を図り、雪に伴う倒木・断線情報等に連携して迅速に対応した。

○当日の誘導員等の配置

- ・鳥取道通行止めの際、並行路線の国道 373 号への流入を抑制するため、迂回路となる国道 53 号と当該路線との交差点に県が交通誘導員を配置することとしていたが、当日の鳥取道の通行規制は、降雪と視界不良により警察から通行止めの指導を受けて急遽実施されたものであり、通行止め情報の連絡から県が誘導員の準備・配置に要する時間が短かった為、誘導體制が不十分な時間帯があった。

鳥取自動車道通行止め時系列

令和 5 年 1 月 24 日

18:30 鳥取自動車道通行止め

(17:10 分頃に通行止めを検討したいとの連絡あり)

19:30 京橋交差点(国道 53 号と国道 373 号との交差点)に県が誘導員を配置

(国道 53 号へ大型車を誘導、国道 373 号への流入を抑制)

〃 岡山県側からの大型車の流入の抑制を岡山県に対応依頼

(道路情報板に「鳥取方面大型車の通行困難」を表示。さらに午前 0 時、岡山県において道の駅「あわくランド」に誘導員を配置し、Uターンの車両誘導を実施した。)

検証結果（効果的な取組と課題）

効果的な取組

- 関係機関である道路管理者、警察、危機管理担当部局、鳥取地方気象台、市町村等とは、通行規制前の大雪注意報時から、常時リモート接続等により随時情報共有を図り、連携を密にしたことにより、早期の対応につながった。また、その他、ビジネスチャット【elgana(エルガナ)】により電線管理者（NTT 西日本・中国電力）等と随時情報共有を図り、雪に伴う倒木・断線情報等に対して連携して迅速に対応することができた。

課題

- 今回事例のように、視界不良等による急遽の通行止めもあるため通行止めをする際には、予告を含め、関係機関から早い段階で情報提供いただく必要があると感じた。
- 国道 373 号での長時間の車両滞留発生を受け、鳥取道が通行止めになった際の国道 373 号における車両誘導について岡山県側も含めた地元市町村や関係機関で認識の共有及び体制構築をする必要を感じた。
- 県としては、今回のような視界不良等による急な通行止めに備えて交通誘導員の配備態勢を強化する必要があると感じた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○通行止め情報の早期提供の徹底

積雪や視界不良等により主要道路を通行止めにする際には、予告を含め、早い段階で情報提供することで関係機関と合意した。

○関係機関との調整による道路交通規制体制の構築

岡山県側も含めた地元市町村と関係機関と十分に協議を行い、鳥取道が通行止めになり国道373号の安全な走行が確保できない場合は、鳥取道と併せて鳥取・岡山県境の志戸坂トンネルも通行止めを行い県境の通過交通を物理的に遮断して、国・鳥取県・岡山県の関係機関により迅速に迂回誘導する体制を構築することとした。

○誘導員配備体制の強化

大雪警報等が発令され、積雪や視界不良等が予想される場合は、「事前」に交通誘導員を待機させておき、通行止めの際、早期配置が可能な体制を構築することとした。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○高速道路や新直轄区間において、冬期に通行止めが想定される区間については、予め迂回路を設定するとともに、迂回路の管理者に対して、予告を含め、早い段階での情報提供をお願いしたい。

○迂回路に設定された路線（区間）について、高規格道路の代替路としての機能を確保すべく、必要な対策について財政支援をお願いしたい。

○通行止め実施の決定に当たっては、迂回路となる道路の積雪状況・除雪状況も考慮していただきたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 大雪時の道路交通確保について、主要路線を通行止めとすれば、その並行路線へ車両が大量流入してしまうが、並行路線も通行止めをした主要道路と積雪・除雪状況が同じであるか、それ以上に悪いことが多く、大規模滞留となる危険がある。
そのため、道路ネットワーク全体として大規模滞留の抑制と通行止め時間の最小化を図り、道路ネットワーク機能への影響を最小化するためにどのように対応すべきかを関係道路管理者で共有・徹底しておくことが必要であると感じた。
- 都道府県境を跨ぐ道路については、スタックや滞留が発生した際の情報共有や双方の対応について、予め調整しておく必要がある。

関係資料・データ

課題1：ダム下流域の安全確保の取組

被害の状況や動き

○令和5年台風第7号の気象概況と被災状況

・気象概況

令和5年台風第7号により、佐治川ダム地点において最大時間雨量 70mm、最大日雨量 578mm を記録し、佐治川ダム全体計画の計画日雨量 262mm を大きく上回り、想定最大規模降雨 624mm/24hr に迫る規模の大雨となった。

・主な被災状況

県全体では過去最大の風水害 昭和 62 年台風第 19 号に次ぐ農林・土木被害額（総額 316 億円、うち公共土木施設 205 億、農林施設関係 110 億円、自然公園関係 1 億円）

佐治川流域では河川護岸の崩壊や川沿いの道路や電柱・上下水道管等も巻き込んでライフラインが断絶、一時 28 集落、1,820 人が孤立状態となった。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○ダム等に関するこれまでの安全確保に係る取組

・平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会の提言と対策の進捗状況

中四国地方を中心に多数の死傷者が発生した平成30年7月豪雨を教訓にダム放流の安全・避難対策をとりまとめ、「豪雨災害での犠牲者ゼロ」を目指して以下のハード・ソフト対策を進めてきた。

■継続した取組が必要な対策

- ・ダム放流時の安全な避難体制について関係者で協議を進める
- ・ダム堆砂対策の推進
- ・ダム機能、ダム放流リスクの理解を図るため住民との防災学習の実施
- ・防災リーダー育成、避難タイムライン作成、避難訓練の実施

■うち比較的短期間に実施できる対策

- ・利水調整関係者との協議による事前放流の積極的实施
- ・ダム流入予測システムの導入
- ・ダム下流部の浸水想定区域図の作成と住民への説明
- ・水位計、ライブカメラの設置、警報車からのアナウンス改善等あらたな情報配信の検討

・その他ハード対策の進捗状況と効果事例

■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等による河道掘削等

台風襲来前から計画的に河道の樹木伐採や河床掘削により治水効果を高めていた区間では緊急放流時も大きな溢水や氾濫は見られず、整備効果を着実に発揮した。

○令和5年台風第7号に伴う佐治川ダムの操作や避難等の対応状況

- ・台風襲来前から事前放流を行い、洪水調節容量を約 11%増加させて備えたが、記録的な豪雨となったため緊急放流を約3時間実施することとなった。一方で講じてきた対応の効果もあって人命に関わる事態には至らなかった。
- ・ダム緊急放流にかかる住民の確実な避難に繋げるため以下の情報伝達と避難対応を県・市で連携して実施した。

■県の対応

- ・市へのホットラインで「緊急放流可能性情報」を伝達し、避難指示や避難完了確認を依頼
- ・市支所へリエゾンを4名派遣し、市支所と連携して避難対策完了を確認
- ・報道機関へテレビ等での避難呼びかけの協力を依頼

■市の対応

- ・各自治会保有の音声告知端末を用いて緊急放流予告と避難行動をとってもらおうよう繰り返し連絡
- ・緊急放流開始直前まで防災行政無線やLアラート、緊急速報メールで広く緊急放流を伝達し、放流開始後も市の公式LINEや地域防災メール等で呼びかけ

検証結果（効果的な取組と課題）

○佐治川流域安全確保に関する検討（災害激甚化を踏まえた防災機能向上調査事業）として今回の被災状況や佐治川ダムの緊急放流を踏まえた課題抽出、改善策等について有識者や関係機関の意見を聞きながら検討し、令和5年度末までに課題への対応策（ロードマップ）等を取りまとめた。

- ・地元集落(10集落、107名)を回って意見交換を行い、今回対応をふり返り、効果的な取組や諸課題を抽出した。

＜効果的な取組＞

- ・昭和47年の運用開始以来、初めての緊急放流であったが、令和元年度に作成したダム放流時の浸水想定区域図に基づき継続的に実施してきた防災学習により、ダムの緊急放流時のサイレン、洪水時の川の状況、自分がどのタイミングでどこに避難すべきか等、住民は自分事としてとらえ避難行動につながってきている。
- ・令和元年度に警報局からの放送やサイレンが聞こえないという地元意見があったことから、令和3年度までにスピーカーの増設や改修を実施した他、佐治川の状況をより詳しく把握するためにライブカメラや水位計を増設し、情報伝達・提供内容の増強を図っており、住民とこの度の佐治川の増水状況等広く共有することができてきている。
- ・また、佐治川ダムの放流を想定してハザードマップを作り、地元と話し合い訓練を行ってきたこと等の強化対策が住民の適切な避難行動につながってきていると考えている。

＜今回再認識した課題＞

- ・山沿いや川沿い等の居住環境によって世帯ごとの避難スイッチ（土砂・河川）が異なり、地区内の防災意識に温度差があること。
- ・土砂災害・河川災害の両方に対して安全な避難施設が乏しく、避難施設までの主要避難路も脆弱であること。

- ・ 避難判断に資するためのダムの操作状況や放流量のリアルタイム情報の周知が十分でないこと。
- ・ 豪雨時にダムの放送サイレンの内容が住居内では聞き取りにくいこと。
- ・ ダムの機能や操作（事前放流や緊急放流など）に関する理解が進んでいないこと。等

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 抽出された課題について、「自助」・「共助」・「公助」の観点から整理し、有識者や関係機関、地元住民の意見を踏まえた対応策（ロードマップ）等を令和5年度末にとりまとめた。
- 対応策は、短期～中期～長期の段階的に可能な対策から着手することとしており、短期的な対策として「防災情報発信、ダム情報の周知（WEBサイトの構成改善）」及び「ダムの構造・機能・操作方法の周知（文書配布）」に着手したところである。
- 対応策を基に、行政機関においては危機管理の視点で各種マニュアルを見直し「公助」に係る対応を進めるとともに、「自助」・「共助」の観点から地域住民との対話を進め、防災学習や訓練、流域内での各種イベントを活用した啓発活動など、より一層あらゆる関係者が連携しながら安全安心な流域づくりを推進する。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

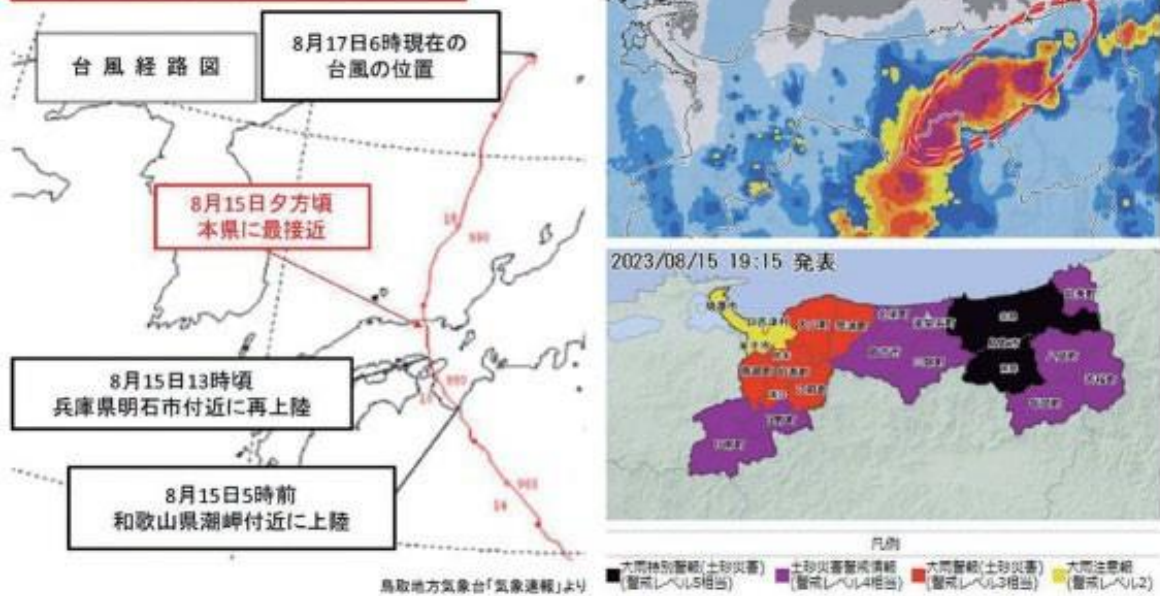
- ダム放流など適時的確な操作管理には気象予測精度の向上が不可欠であり、この度の緊急放流でも予測結果の精度が操作の判断に大きく影響した。引き続き予測精度向上に努められるよう要望していく。

各都道府県で共有すべき教訓

- 今回の緊急放流は人的被害には至らなかったが、対応状況をふり返し、効果検証と課題解決にかかる取組を公表し情報発信することは有用と考えている。また、住民の避難が確実に行われていることを確認することも重要である。これまでの常識を覆すような激甚化する時代の災害対策につながるよう、本県の情報発信が国全体で検証されることを期待している。

関係資料・データ

台風第7号に係る気象概況



佐治川における河道掘削の効果 (鳥取市佐治町尾際)



佐治川流域の安全確保にかかる協議



課題2：迅速な被害状況の把握

被害の状況や動き

○令和5年8月15日に近畿地方から山陰地方にかけて本州を縦断した台風第7号では特別警報が発令され、県内各地では河川の氾濫、道路の冠水・寸断、土砂の崩落が多数発生。床上床下浸水等、家屋被害に加え、断続的に発令された緊急安全確保や避難指示により住民生活に大きな影響を与えた。県内中部を中心に発生した水田の法面崩壊や土砂流入、農道の崩落等による農作物や農地施設への影響をはじめ路肩崩壊や護岸崩落、鳥取市では佐治川にかかる2つの橋の流出や県道の寸断等により、孤立集落が発生し、最大で約850世帯1,800人が孤立するなど、県内各地で多くの被害が発生した。

○鳥取県内の林業関係においても、林道及び作業道・林業専用道で甚大な被害を受け、被害額が過去最大の40億円超となった。

■林道関係被害額一覧（災害査定後）

区分	箇所等	被害額	市町村	主な被害状況
林道	102路線 517箇所	3,924,285千円	2市6町	路肩崩壊等
作業道・林業専用道	68路線 190箇所	124,893千円	1市5町	路肩崩壊等
合計	707箇所	4,049,178千円		

○10月30日～12月15日の間、5次にわたり災害査定を受け、査定率は約91%であった。
※激甚指定により大規模災害査定方針が適用され、査定は概略設計で申請。机上査定額が500万円未満から1,530万円以下に引き上げられ、早期に災害査定が完了（約1カ月の短縮）。

■林道施設に係る申請額及び査定決定額（単位：千円）

県			市町村			計			
箇所	申請額	決定額	箇所	申請額	決定額	箇所	申請額(A)	決定額(B)	査定率(B/A)
14	529,042	522,200	110	3,068,069	2,745,186	124	3,597,111	3,267,386	90.8

○今後、通常の林道の整備等の業務に加え、災害復旧の業務（現地調査の継続（周辺地域の崩落等があるため現地調査未了箇所あり）、査定結果を踏まえ、国への補助申請及び繰越承認の手續、工事の詳細設計のための地元協議・設計書の作成・入札・現場監督、被害のあった市町との連絡・調整・指導など）が上乗せとなる。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○被害発生後、市町と連携し被害状況を把握するとともに、国に対し被害状況を説明し、国の支援を要望した。（9月4日、9月13日等）

○早期災害復旧を推進するため、8月専決及び9月補正予算を措置した。

■令和5年度の林道事業規模

区分	事業額	合計額
現年度予算+前年度繰越予算	約2億円	約45億円
台風7号被害関連措置額	約43億円	

○災害査定に当たり、団体営林道の被害調査とりまとめを早急に行うため、9月～12月中旬まで選任職員2名を所轄事務所に追加配置し、支援体制を強化した。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 早急に被害状況を把握するため、ヘリコプターやドローンによる視認に加え、大規模被災地において、土木部局が行った航空レーザー測量データを活用し、既存データ（被災前）との比較により、土砂の流出、堆積や地形の変化等の現状分析を行った。
- 早期の体制整備を図ったことで、被災の全容解明と災害査定に向けた準備期間を短縮できた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- レーザー航測成果があれば被災の全容解明が容易となるため、今後、一般的な災害においても積極的な活用が有効と考えられる。
- 今後の災害対応の備えも考慮し、早期に全県のレーザー航測を実施する。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

- 災害査定においてレーザー航測の活用は有効と考えられたため、規模の大小にかかわらず、レーザー航測を活用した机上査定の積極的な運用をお願いしたい。

各都道府県で共有すべき教訓

- 今後の災害対応に備え、レーザー航測を活用した事例など効率化となる取組を共有したい。

関係資料・データ

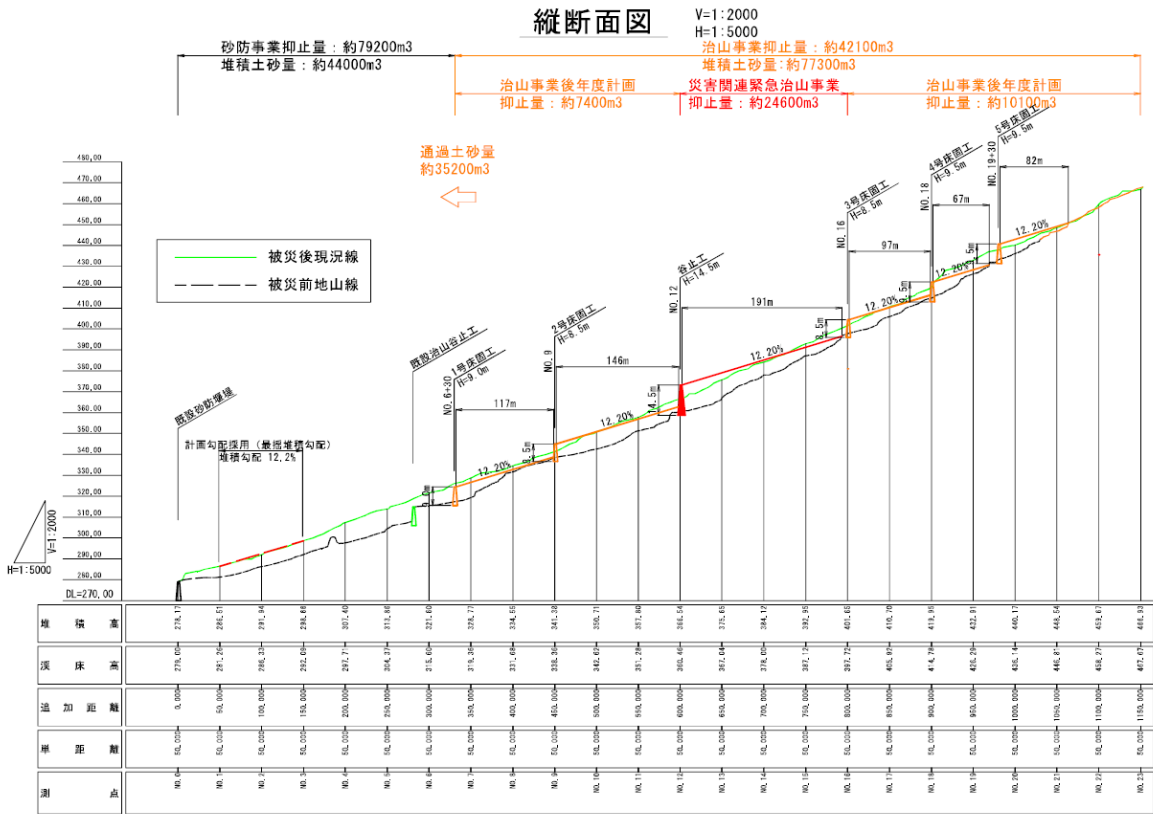
○被災状況写真

【被害状況（鳥取市河原町北村：林道赤井谷線）】



（上流部からの崩壊土砂が現道に厚さ9 m以上も堆積）

○レーザー航測を活用した堆積土砂量を基に概略復旧計画を策定



課題3：孤立集落対策

被害の状況や動き

- 令和5年台風第7号においては、台風本体の接近前からアウターバンドによる記録的な降雨となり、8月15日未明から記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する気象情報が断続的に発表された。
- 大雨特別警報が発表された15日夕方以降、土砂流出や道路崩落による国道、県道の不通に伴い、最大28集落、1,820人の孤立集落が発生した。
- 特に鳥取市佐治町においては、隣県との県境付近で多数の孤立が発生し、その解消には8月18日夜までの時間を要した。
- 鳥取市河原町小河内においては、早期の孤立解消が困難とみられたことから、防災ヘリにより対象住民を救助した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 気象台等とのWeb会議常時接続
 - ・気象台、県、市町村、国交省河川国道事務所、ライフライン事業者などとWeb会議の常時接続を行い、気象情報や被害情報、復旧情報、孤立等の発生状況などの共有を行った。
- 事前の備え
 - ・鳥取市佐治町では、大雪による孤立も発生していた地域であり、食糧の備蓄などがある程度準備されている地域であった。市を通じた集落の連絡手段も確保されており、状況の確認等は比較的スムーズに行われた。
- 防災ヘリによる孤立住民救助
 - ・鳥取市河原町小河内においては、停電や道路の復旧に時間を要することが見込まれたこと、食糧の備蓄状況などから、防災ヘリが飛行可能な状況となると同時に孤立住民の救助を行った。（県から被災市に派遣したリエゾン職員を通じて詳細の調整を実施。）

検証結果（効果的な取組と課題）

- 孤立の可能性が見込まれる集落については、食糧等の備蓄などの準備を行うことが重要。
- ライフラインが途絶している場合は、早期に防災ヘリ等により住民を孤立集落外に移送することが災害関連死などの防止に効果がある。防災ヘリが飛行できる天

候状態にならない場合もあり、連絡手段の確保による状況確認などは必要。

○県においても、孤立可能性のある集落やその要因となる道路情報は事前に整理しておき、より迅速に孤立のおそれを覚知して対応を行う必要がある。

○県境付近の孤立集落については、隣県の道路等の状況の把握が必要。隣県の道路も被災している場合は、その復旧見込みも対応判断に影響する。(隣県側で道路啓開作業を行った方が孤立解消が早い場合もあり得る。)

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○孤立は道路の不通等交通アクセスの寸断とともに、電気、通信等のインフラへの被害が発生することが多い。道路の復旧のためには電力設備等への対処を行うことが必要となるため、道路管理者と電力等インフラ事業者で情報共有や連携ができるようにしておくことが必要。

当県では、電力事業者、通信事業者と協力協定を締結しているほか、Web 会議の常時接続やメッセージサービスなどのツールを使用した連携体制を構築して、迅速な対応に備えていた。

○倒木により、道路の不通、インフラ被害が発生する場合も多いため、当県では市町村と連携して、インフラ被害を発生させるおそれのある樹木の事前伐採に取り組んでいる。

○隣県との被害情報等の共有、連絡を円滑に行う準備。(被害情報データの共有など)

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○孤立のおそれがある集落の備蓄等への支援

- ・孤立のおそれがある集落においては、食糧、飲料水、通信手段（インターネット環境）、電源などの備蓄が必要であり、これらを行い、維持していくための支援が必要。

○事前伐採への支援

- ・事前伐採を的確に実施するためには、市町村や関係者等との協議、調整が不可欠であり、市町村等の財政負担がネックとなる場合もある。既存の関連支援制度は市町村と森林所有者等の合意形成が必要など、市町村の負担が大きく容易に実施できない面がある。権利関係に係る法整備も含めて、危険な樹木に対処できるような支援施策を講じる必要がある。

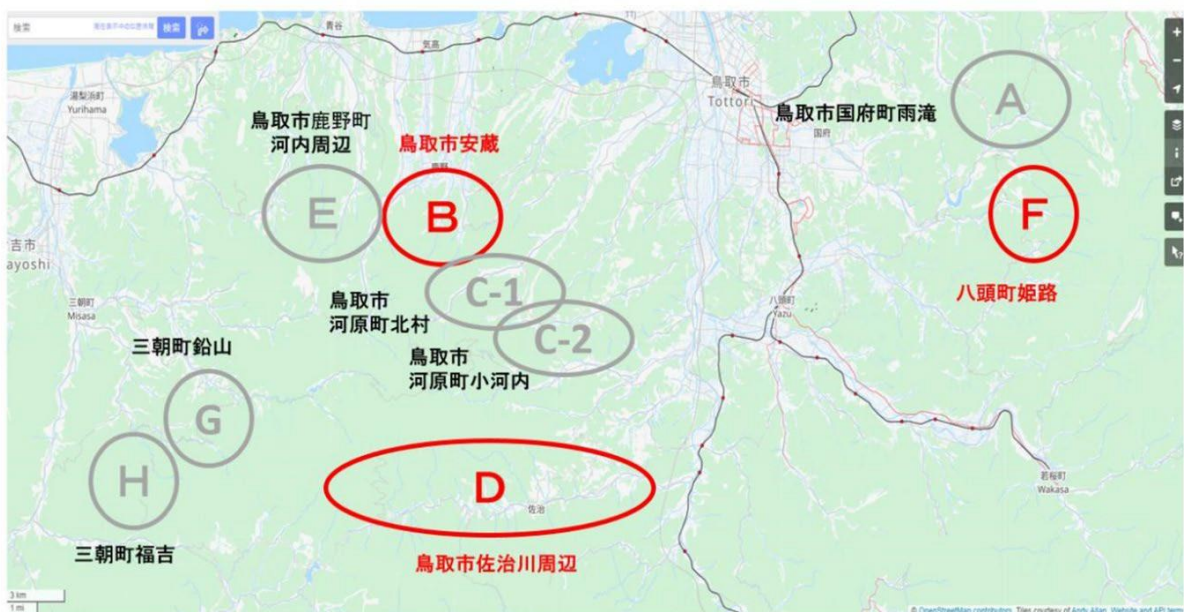
- 災害情報、被害情報の共有のための環境整備
 - ・各都道府県が使用する災害情報システムを国が主導して全国統一のものとする、情報連携を円滑に行うための共通仕様を定め、当該仕様に対応するためのシステム改修経費を補助する など。

各都道府県で共有すべき教訓

- 孤立集落の状況を把握するための通信手段の準備、提供。(衛星携帯電話、電源など。状況によりハンドキャリアなども実施。)
- 市町村、関係機関（特にインフラ事業者）との情報共有手段の準備。Web会議の常時接続は、関係機関等との合同対策協議、気象情報の共有、各種情報の伝達等に効果的。
- 県から被災市町村へのリエゾン職員の派遣は、状況の把握や対応詳細の個別調整において有効。ただし、リエゾン職員と本庁災害対策本部との連絡、連携等を密に行っておく必要がある。

関係資料・データ

【孤立集落の状況（8月18日（金）13:30 現在 ※灰色はその時点で解消していた箇所）】



課題：避難指示の発令のタイミング、被災情報の通知のあり方、住家被害認定調査の実務対応

被害の状況や動き

○梅雨前線の活発な活動により、6月末から7月にかけて、県の西部や中部を中心に、線状降水帯や記録的短時間大雨を観測するなど、非常に激しい雨が降り続いた。

<人的・住家被害等の状況（9月1日現在）>

死者1人、行方不明1人、重傷1人

全壊・半壊・一部破損 103棟、床上・床下浸水 1,131棟

鉄道：JR 美祢線、JR 山陰線で橋梁流出等

<雨の状況：6月30日1時～7月3日23時>

総雨量：豊田・東厚保 298.5mm、山口 295.5mm、下松 292mm

時間雨量：豊田 98.5mm、秋吉台 68mm、東厚保 61mm

線状降水帯：1日1時

記録的短時間大雨情報：豊田 107mm、豊浦ほか 100mm

都道府県で講じた（講じてきた）対応

6/30 災害救助法を適用（2市）

7/1 災害対策本部を設置

7/3 被災者相談窓口を設置

JR西日本に対して早期復旧と代替バスの早期確保・運行を要望

7/4 県職員派遣（リエゾン、ボランティア：～7/7）

災害対策本部を廃止

検証結果（効果的な取組と課題）

○雨のピークが深夜未明であったことから、避難指示等の発令の時期にばらつきがあった。

○避難指示等や被害情報については、各市町が県総合防災情報システムへ入力することにより、Lアラートへ配信することとしているが、システムへの入力の漏れや遅れ等が生じたことから、Lアラートへの配信漏れ等が発生。

○罹災証明書の発行について、国のガイドラインに基づかない資料等の提出を求めると、一部市町において住家被害認定調査の手続きに混乱が生じた。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

- 臨時の市町防災担当課長会議を開催し、避難指示の発令の時期など、各市町の災害対応等を検証。
- 災害時に情報等を共有・発信する県ポータルサイトについて、災害情報をより迅速かつ正確に提供するため改修を実施。
- 市町職員向けの住家被害認定調査研修を開催し、罹災証明の発行に係る基礎知識の周知徹底を図るとともに、実務能力を向上させるため、県が導入している市町共通システムを活用した実地調査研修を実施。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

なし

各都道府県で共有すべき教訓

- 市町の担当課を含めて、課題等を整理し検証した上で、今後の避難情報の発令や避難行動の促進に向けて、市町や气象台、警察、消防等の関係機関と、課題の検証を踏まえた意見交換を行い、防災・減災対策に繋げる。

関係資料・データ

なし

課題：土砂災害への対応

被害の状況や動き

【気象の概要】

○ 佐賀県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を観測した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、04時39分と08時1分に「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された。

【被害の概要】

- ・ 県北部の山間部（唐津市、佐賀市の山間部）では、土砂災害が多く発生した。特に唐津市浜玉町では、住家が土石流に巻き込まれ3名が死亡した。
- また、河川の水位上昇による護岸崩壊や落橋などの施設被害が、令和元年、令和3年の大雨と比較しても多く発生した。

<主な被害状況>

- ・ 人的被害
(死者3名)
- ・ 住家被害
(全壊4棟、半壊7棟、一部損壊37棟、床上浸水17棟、床下浸水81棟)

都道府県で講じた（講じてきた）対応

○県の対応状況

- ・ 7月8日06時27分 災害情報連絡室を設置
- ・ 7月10日06時00分 災害警戒本部に改組
(災害警戒本部会議を計8回開催)
- ・ 7月10日22時30分 自衛隊への災害派遣要請
- ・ 7月14日17時00分 情報連絡室に改組
- ・ 9月5日12時00分 情報連絡室を廃止

○気象台との連携

・ 7月8日の朝から気象台リエゾン2名を県庁に常駐いただき、気象見通しの開設をいただいた。また、災害警戒本部設置後は、本部会議の冒頭に、気象台からその時点における気象状況の解説を行ってもらおうとともに、会議の様子はYouTube 配信で公開。

○県からのリエゾン派遣

- ・ 7月10日の朝から唐津市役所に県リエゾン（危機管理防災課の経験者）を派遣し、被害情報や県への要望事項の収集を実施。
- ・ 土砂災害における現地調整所に県リエゾン（幹部職員）を派遣し、消防機関や警察などの実動機関との調整や情報収集を実施。

検証結果（効果的な取組と課題）

【効果的な取組】

○専門家による助言

- ・ 今回の活動においては、県の技術職員及び民間の専門家の方が、再度の土砂崩れのおそれや土砂撤去の技術、家屋倒壊の危険性など、二次災害防止のアドバイスをを行い、活動を計画する指揮本部で活用された。

○災害支援CSO（Civil Society Organization：市民社会組織）との連携

- ・ 土砂災害での行方不明者の捜索現場への救助犬の派遣や、重機を使用した民有地からの土砂撤去、土砂災害で使用できなくなった農地の復旧など多くの場面で、専門的な災害支援のNPOなどのCSOに活躍いただいた。

【課題】

○住民避難

- ・ 市町が避難指示を発令しても、住民が実際の避難行動につなげることの難しさを再認識した。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○知事と市長・町長の意見交換

- ・ 知事と県内20市町の首長が集まる会合において、どのようにすれば住民の方に実際の避難行動につなげてもらえるかについて議論を行った。

○防災トップセミナーの開催

- ・ 過去に大規模な災害を経験した他県自治体の首長から、「土砂災害への備えと教訓」というテーマで講演いただき、参加者全員で意見交換を行った。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○気象予報の精度向上と線状降水帯の予測

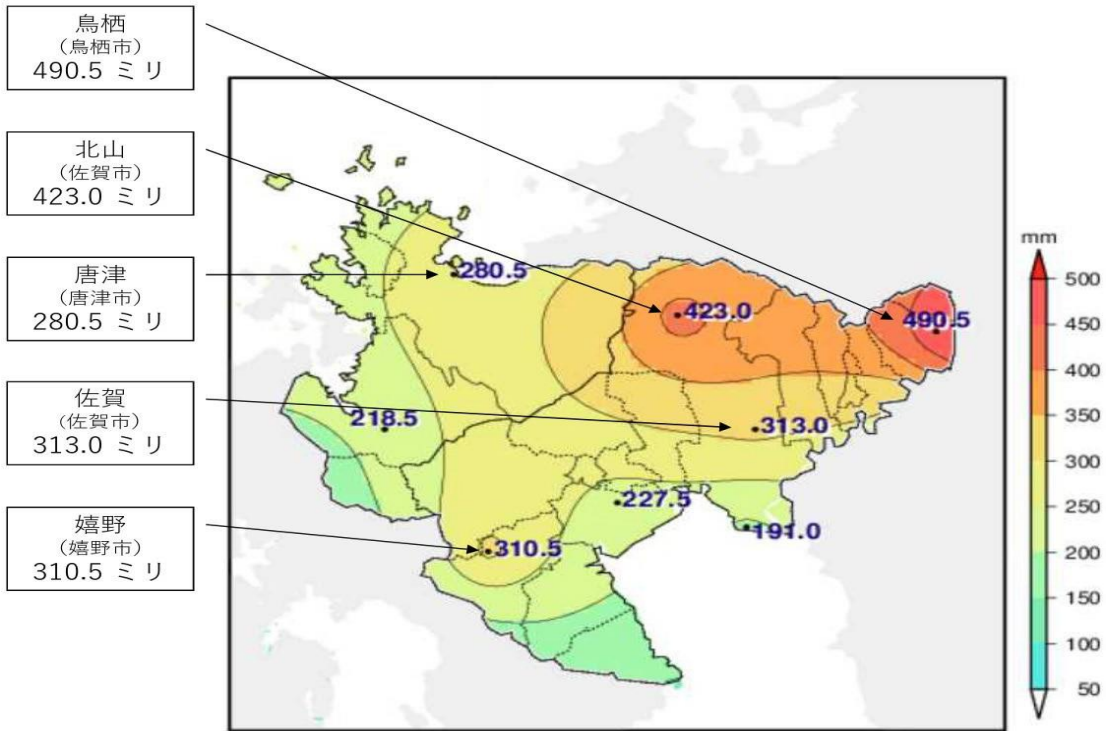
気象情報は災害対応の根幹となる情報であるため、予報精度の更なる向上をお願いしたい。また、気象庁におかれては、線状降水帯の予測の向上に努められていることは承知しているが、線状降水帯による大雨で大きな被害が発生するため、市町単位のレベルで線状降水帯が発生する半日前には予測が出るようお願いしたい。

各都道府県で共有すべき教訓

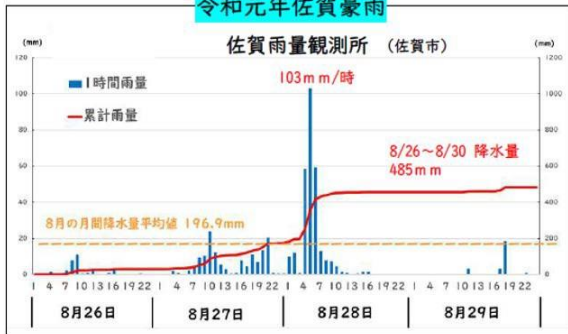
- 土砂災害に対しては、何より立ち退き避難が有効。しかしながら、線状降水帯の発生といった、立ち退き避難に暇がない場合は、建物の上層階に避難することが有効となることもあるので、しっかりと住民に周知していくことが重要となる。
- 住民のニーズに寄り添った対応を行うためには、行政機関のみの力では不十分。発災当初から災害中間支援組織などの民間団体と密に連携を図り、対応していくことが重要。（当県では本部会議にも災害中間支援組織にも出席いただいているところ）

関係資料・データ

アメダス総降水量の分布図(7月7日~7月10日)



令和元年佐賀豪雨



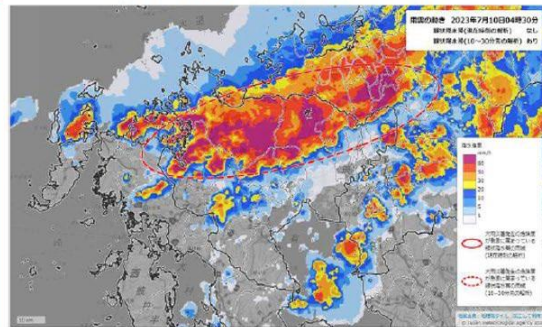
令和3年8月豪雨



令和5年7月北部九州豪雨



7/10 4:39 「線状降水帯発生」情報



**課題：ソフト・ハードの両輪での防災対策
（ドローンを活用した災害対応と国土強靱化）**

被害の状況や動き

- 6月30日から7月1日にかけて局地的に猛烈な雨が降り、由布市湯布院では24時間雨量が385ミリとなり、7月の観測史上最大を記録。
- 7月10日には、県北部と西部に線状降水帯が発生。日田市、中津市に大雨特別警報が発表。
- これらの大雨により、人的被害は由布市で1名、中津市で1名の計2名発生。
- 住家被害は中津市や日田市、宇佐市等で計260件発生（全壊13、半壊21）
- そのほか、土木施設や農林水産施設を中心に多数の被害が発生。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

（救出・救助）

- 6月30日から7月1日にかけての大雨により、由布市湯布院町川西で地すべりが発生。住宅が流され、1人が行方不明となった。県警、消防等が捜索し、7月11日に遺体を発見した。
- 7月10日の大雨では日田市で複数の集落が孤立したため、県防災ヘリで食料や通信機器を届けたほか、自力で避難できない4人を救出した。

（ドローンによる緊急被災状況調査及び救援物資配送）

- 県と大分県ドローン協議会との間で令和5年3月9日に締結した「災害時におけるドローンによる緊急被災状況調査に関する協定」に基づき、県内8箇所調査（有償）を行い、市町村や警察、消防などに即時に被災箇所の動画を共有した。
- 由布市湯布院町川西地区で発生した孤立世帯に対して、全国で初めて発災直後の救援物資（食料、飲料水、無線機）配送を実施した。

（国土強靱化の推進）

- 平成24・29年の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨など度重なる豪雨災害を踏まえ、国の5か年加速化対策を積極的に活用しながら、河川の改良復旧等の治水対策や砂防ダムの整備等の土砂災害対策を重点的に推進している。

検証結果（効果的な取組と課題）

（ドローンによる緊急被災状況調査、捜索活動、救援物資配送）

- ドローン映像により、被災地の全容を迅速かつ詳細に把握することができた。また、ドローン映像を関係機関で早期に情報共有し、2次災害の危険度判定や道路の啓開作業等をスムーズに実施することができた。
- 捜索活動においては、大分大学がドローン映像を解析して捜索範囲を絞り、行

方不明者の早期発見につなげた。

- 救援物資配送では、孤立世帯に対して必要な物資を供給するとともに、安心感を与えることができた（孤立住民から後日「ありがたかった」「その日に救出されなくても、どうにかつなぐことができるといった」とのコメントあり）。

なお、地上からでは約2時間かかるところを3分で届けることができた。

- 孤立住民に安心感を与えるため、コミュニケーション機能（スピーカー、マイク等）が付いたドローンの利用が有効と認識した。
- 今回は視界良好かつ短距離での物資配送だったため、ドローンの電波は Wi-Fi（2.4GHz 帯）を利用したが、山間部では、山越えなどそういった環境でないことも想定されるため、様々な環境に適した電波帯（携帯電話回線等）を利用するドローンの準備が求められる。

（国土強靱化の推進）

- 九州北部豪雨を契機に改良復旧を行った河川では、浸水被害が低減する等、その効果が着実に現れている。例えば、河道の拡幅などに加えて、洪水を一時的に流す捷水路を整備したことで、浸水被害が大幅に減少した。
- 一方、令和2年7月豪雨で被災した河川の改良復旧は、まだまだ整備途上にあり、その対策が必要。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

（ドローン関連）

- 県内にスピーカー付きドローン（双方向会話）を開発している事業者がいるため、実災害で活用できるように訓練を実施する。
- 県内に携帯電話回線の利用可能なドローンを所有する事業者がいないため、所有及び実装に向けた訓練（実証）を後押しするとともに、県外でドローン物流を実装している事業者との連携を検討する。

（国土強靱化の推進）

- 近年の気候変動の影響による、激甚化、頻発化する豪雨災害に対して、改良復旧等の対策に加え、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を着実に進める。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

（ドローン関連）

- 現在ドローンの電波は、Wi-Fi（2.4GHz 帯）又は携帯電話回線が活用されているが、Wi-Fi（2.4GHz）回線は回り込みや距離で限界があること、また携帯電話回線は災害時に基地局の倒壊等で利用できない可能性がある。災害時でも活用可能な電波帯がドローンに提供されると、更なる活用が進むと思われる。

（行政の指揮下で災害時に運用する機体に限定した電波提供の案）

StarLink Mobile のLTE 使用時の基地局許可不要もしくは処理期間短縮、ドローンを移動無線局扱いとして防災無線を解放、1.9GHz 帯 (sXGP) の屋外使用許可等

(国土強靱化関連)

- 道半ばの県土強靱化を進めるためには、5 か年加速化対策完了後も、継続的・安定的に予算を別枠で確保することが重要。

各都道府県で共有すべき教訓

(ドローン関連)

- 協定締結だけでなく、実災害時にその協定がスムーズに活用される体制づくり。
- 撮影した映像をスムーズに関係者で共有できる体制づくり。

関係資料・データ

(ドローン関連)

- 【プレスリリース】 令和5年6月30日から続いた大雨での災害現場でドローンによる緊急被災状況調査及び救援物資配送を実施しました

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14240/saigaidrone.html>

- 災害時のドローン活用の取組紹介動画 (県新産業振興室 YouTube チャンネル)

<https://www.youtube.com/watch?v=bzrHCV6YaMU>

課題：災害救助費における救助事務費の取扱い及び被災者生活再建支援法の適用基準の緩和等について

被害の状況や動き

- 本県では令和5年台風第6号の影響により、人的被害として重傷4人、軽傷81人、住家被害として全壊6件、半壊69件、一部損壊300件の被害が確認された。令和5年8月1日付で災害救助法（以下「救助法」という。）を県内34市町村へ適用し、法に基づき市町村へ事務委任して応急救助を行った。
- 市町村においては、罹災証明書や住宅の応急修理への対応等、膨大な時間外勤務が発生した。
- 本県は災害救助法施行令第1条第1項第4号適用により災害救助法を適用したが、被災者生活再建支援法については住家被害が適用基準を満たさなかったため適用に至らなかった。
- また、観光関連については、令和5年7月31日～8月7日の間、国内線・国際線併せて、2,284便が欠航し、351,903人に影響があったほか、クルーズ船も2便欠航した。

都道府県で講じた（講じてきた）対応

- 救助法適用後の救助の実施主体は都道府県となっているところ、本県では市町村が円滑に応急救助事務を行えるよう、市町村への疑義照会や住民からの問い合わせ対応等のため、職員の増員を行い対応し、市町村が行う被害認定調査の現場調査にも立ち会う等対応してきた。
- 他方、被災者生活再建支援法が適用できなかったため、本県独自の見舞金の支出により被災者支援をおこなった。
- 観光関連については、次のとおり対応した。
 - ・エアライン、クルーズ船の欠航状況等をはじめとする観光関連施設、観光客への被害・影響の把握等。
 - ・沖縄観光コンベンションビューローが運営する観光情報 Web サイト「おきなわ物語」、 「VISIT OKINAWA」等において、国内・海外客向けに、台風情報及び空路・海路・陸路における状況等の情報発信。
 - ・観光案内所において、運営時間の拡充や暴風警報発令時でも稼働する等の体制強化を行った上で、ホテル案内や台風等の情報を提供。

検証結果（効果的な取組と課題）

- 罹災証明書の発行の際に行う被害認定調査に関する研修会を実施した結果、市町村間で調査方法に関する理解が深まった。
- 災害救助法に基づく事務を行うにあたり、膨大な時間外勤務が発生しているが、時間外勤務手当として請求できる救助事務費は救助費総額の10%以内と定め

られており、市町村から満額請求できるよう制度改善の要望が多く、請求可能額のかさ上げが必要だと考える。

○また、本県は、他の都道府県と異なりコンクリート構造など堅固な住宅が多いことから、住家被害は、全壊よりも一部損壊の事例が多いことから、毎年台風の襲来があるにもかかわらず、被災者生活再建支援制度の適用が厳しい状況となっている。

○ 観光関連について

- ・観光案内所について、緊急的な対応として、運営時間の拡充や、暴風警報発令中でも稼働させる対応を行った。観光客の相談窓口を確保できたことは有効であるが、スタッフの安全確保が課題となっている。
- ・欠航便等の影響により、足止めとなった観光客が速やかに滞在先を確保できるよう Web 上でのホテル等の空室に関する情報を発信していく必要がある。
- ・一部の観光客が地域の避難所に避難することへの地元住民の理解を深めることが必要であると考えられる。

検証結果を踏まえた方向性（対策）

○ 罹災証明書の発行等を行う市町村の事務負担を軽減するため、平時における研修等の強化を検討しており、今後自習用の映像等の充実を進めるとともに、被災者生活再建支援法の適用基準を満たすよう、本県市町村においては罹災証明書発行に関する広報、被害認定調査の徹底を促す。

○ 観光関連について

- ・スタッフの安全確保の観点から、リモートワーク等の体制の構築について検討を行っている。また、課題となっていたホテル等の空室情報について、沖縄観光コンベンションビューローが運営する観光情報 Web サイト「おきなわ物語」において、台風接近時等には、情報掲載を行っている。
- ・市町村の避難所やホテルの活用等の方策について、市町村や関係団体等とも意見交換を行いながら、一時待機所や備蓄支援を含めて、課題を整理した上で受入体制の在り方を検討している。

他の主体に期待する役割（国等への要望事項）

○ 災害救助法で定められている救助事務費限度額のかさ上げすること。

○また、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合は、全ての被災区域が支援の対象となるように制度を見直すこと。被災者生活再建支援制度の適用に際し、全ての適用基準において半壊・一部損壊世帯を被害世帯数算定の対象とすること。また、支援金の支給対象とすること。住宅だけでなく生業に不可欠な店舗建物等も支給対象とすること。

○ 観光関連については、観光客を含めた災害時等に関する自家発電設備や備蓄の支援。

各都道府県で共有すべき教訓

- 平時から、防災所管外部局に所属する市町村への応援職員の対応力を、観光関連については市町村や観光関連団体等の連絡体制の構築・連携を強化していく必要がある。

関係資料・データ

『災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準』（抜粋）
（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- 一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ～ハ（略）

- 二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

- 三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。